

避難勧告・避難指示を発令した市町村に対する調査結果

平成22年3月19日

内閣府（防災担当）

【調査概要】

調査対象	平成21年7月中国・九州北部豪雨、平成21年台風第9号及び平成21年台風第18号の発生時に避難勧告・避難指示を発令した計108団体
	[内 訳]
	・「平成21年7月中国・九州北部豪雨」 : 55団体
	・「平成21年台風第9号」 : 23団体
	・「平成21年台風第18号」 : 30団体
回収数(率)	101団体(93.5%)
有効回答数(率)	97団体(89.8%)
調査期間	平成21年12月26日～平成22年2月6日
調査方法	郵送による調査票の送付及び回収

【調査項目】

- I 今般の水害時における対応状況
- II 大雨災害に対する事前の準備状況

【結果の要点】

- 避難勧告を発令した団体のうち、避難準備情報や避難指示を発令しているものは、3割未満にとどまっており、大雨時の避難勧告等の情報は、必ずしも段階的に発令されているとはいえない。(P.3「I 1. 避難勧告等の発令状況」参照)
- 避難勧告等の発令を検討するきっかけは、市町村が自ら危険が切迫していると認識したとしているのが86団体(約89%)であるのに対し、地方整備局、地方気象台等からの呼びかけによって発令を検討しているのは8団体(約8%)にとどまっており、適切な避難勧告等の発令のためには、市町村が切迫する危険を感じ取れるような情報提供の必要がある。(P.4「I 2. 避難勧告等の発令を検討するきっかけ」参照)
- 災害発生前に避難勧告等を発令したのは33団体(約42%)で、このうち十分な時間的余裕を持って発令したとするのは、14団体(約18%)であった。一方、27団体(約35%)は災害発生を認知後に発令しており、十分な時間的余裕のある中で発令ができているわけではない。(P.7「I 5. 避難勧告等の発令のタイミング」参照)

- 実災害の発生地域は、78 団体（約 80%）が避難勧告等を発令した地域と合致したとしているが、このうち 45 団体（約 46%）では、発令地域以外でも被害が発生したとしており、的確に発生地域に対して避難勧告を発令することは困難な実態がある。（P. 8「I 6. 避難勧告等の発令地域と実災害発生地域との関連性」参照）
- 発令の判断要素として、実際の降雨状況は 77 団体（79.4%）、降雨予測は 60 団体（61.9%）が発令の判断要素としており、市町村は降雨の状況を判断要素として重視しているが、河川の水位情報は必ずしも有効に活用されていない。（P. 9「I 7. 避難勧告等の発令の判断要素」参照）
- 伝達手段は 49 団体（約 50%）が広報車両を使用しておこなっており、消防車両や消防団を通じた伝達や電話を使用した情報伝達を行っている団体も多いが、インターネットは 34 団体（35.1%）、携帯メールは 31 団体（32.0%）など未だ高くはない。また、伝達手段については複数を使用しており、平均 7 以上の手段を用いている。（P. 11「I 9. 避難勧告等の伝達方法」参照）
- 避難勧告の発令前に自主避難の呼びかけを行ったのは 41 団体（約 45%）であり、自主避難の呼びかけが必ずしも定着しているわけではない。（P. 13「I 11. 自主避難の呼びかけ」参照）
- 中小河川の水位状況・水位上昇の予測を踏まえた避難勧告・避難指示の発令基準の設定は 15 団体（約 29%）に、また、風水害（内水）のハザードマップの策定は 17 団体（約 18%）にとどまっている。（P. 15「II 1. (1) 風水害の発生を考慮し、判断基準として考慮している事項」、P. 32「II 4. (1) ハザードマップの策定状況」参照）
- 避難勧告等の情報伝達において、観光客など滞留している人々を考慮している市町村はわずか 22 団体（約 23%）にとどまっている。（P. 30「II 3. (2) 避難勧告等の伝達の対象として考えられている者」参照）

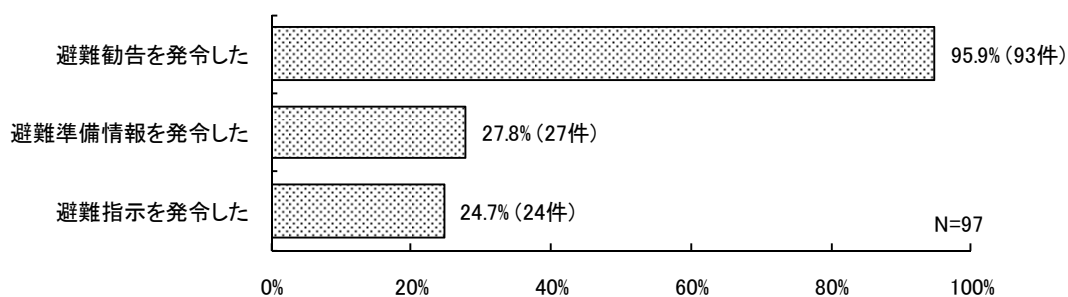
別添 1 自由記述回答内容

別添 2 各設問における「その他」の具体的記述内容

I. 今般の水害時における対応状況

1. 避難勧告等の発令状況 (N=97・複数回答)

	回答数	%
避難勧告を発令した	93	95.9
避難準備情報を発令した	27	27.8
避難指示を発令した	24	24.7

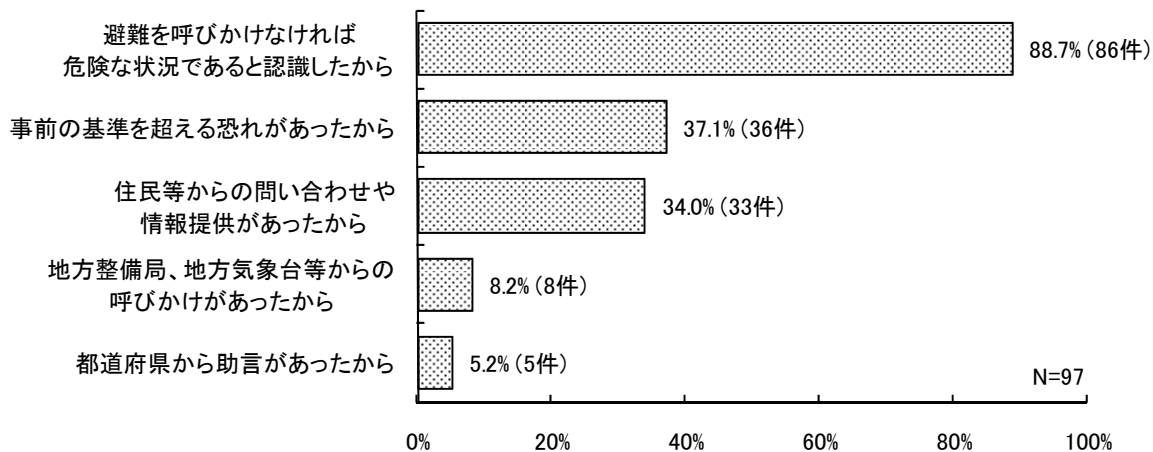


[避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令における関連性]

	回答数	%
避難勧告に限って発令	56	57.7
避難準備情報、避難勧告を発令	17	17.5
避難準備情報、避難勧告、避難指示のいずれも発令	10	10.3
避難勧告、避難指示を発令	10	10.3
避難指示に限って発令	4	4.1

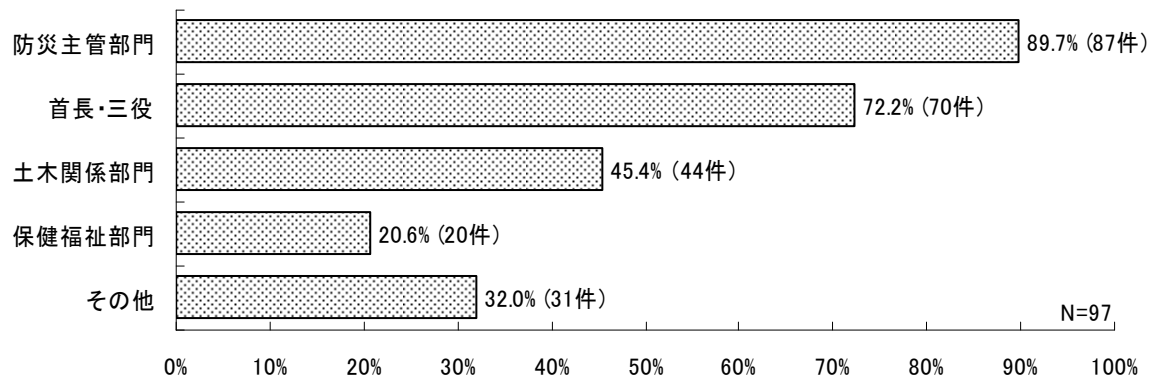
2. 避難勧告等の発令を検討するきっかけ (N=97・複数回答)

	回答数	%
避難を呼びかけなければ危険な状況であると認識したから	86	88.7
事前の基準を超える恐れがあったから	36	37.1
住民等からの問い合わせや情報提供があったから	33	34.0
地方整備局、地方気象台等からの呼びかけがあったから	8	8.2
都道府県から助言があったから	5	5.2



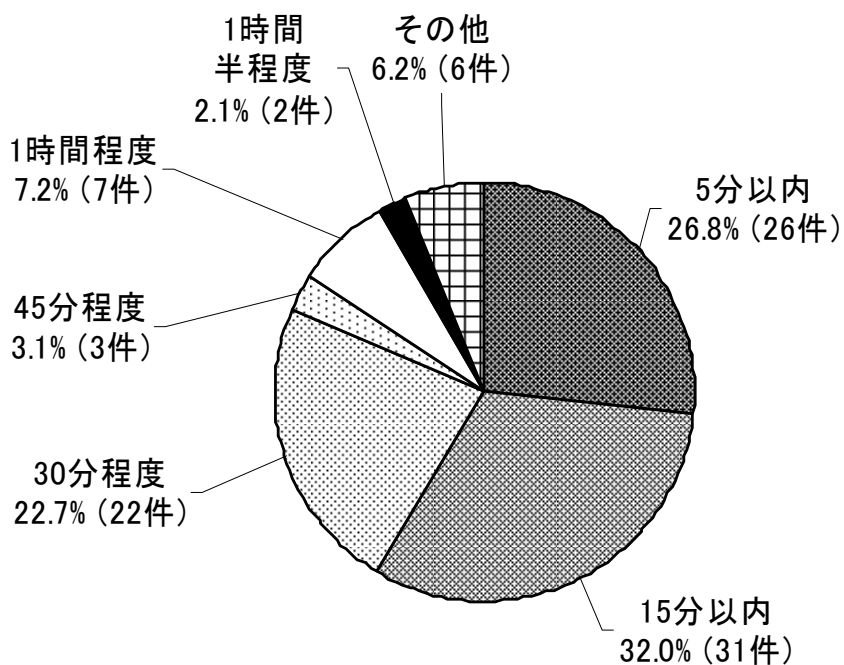
3. 避難勧告等の検討時のメンバー（N=97・複数回答）

	回答数	%
防災主管部門	87	89.7
首長・三役	70	72.2
土木関係部門	44	45.4
保健福祉部門	20	20.6
その他（災害対策本部メンバー、消防団など）	31	32.0



4. 避難勧告等の検討に要した時間 (N=97・単数回答)

	回答数	%
5分以内	26	26.8
15分以内	31	32.0
30分程度	22	22.7
小計 (上記3項目の計)	79	81.5
45分程度	3	3.1
1時間程度	7	7.2
1時間半程度	2	2.1
その他	6	6.2

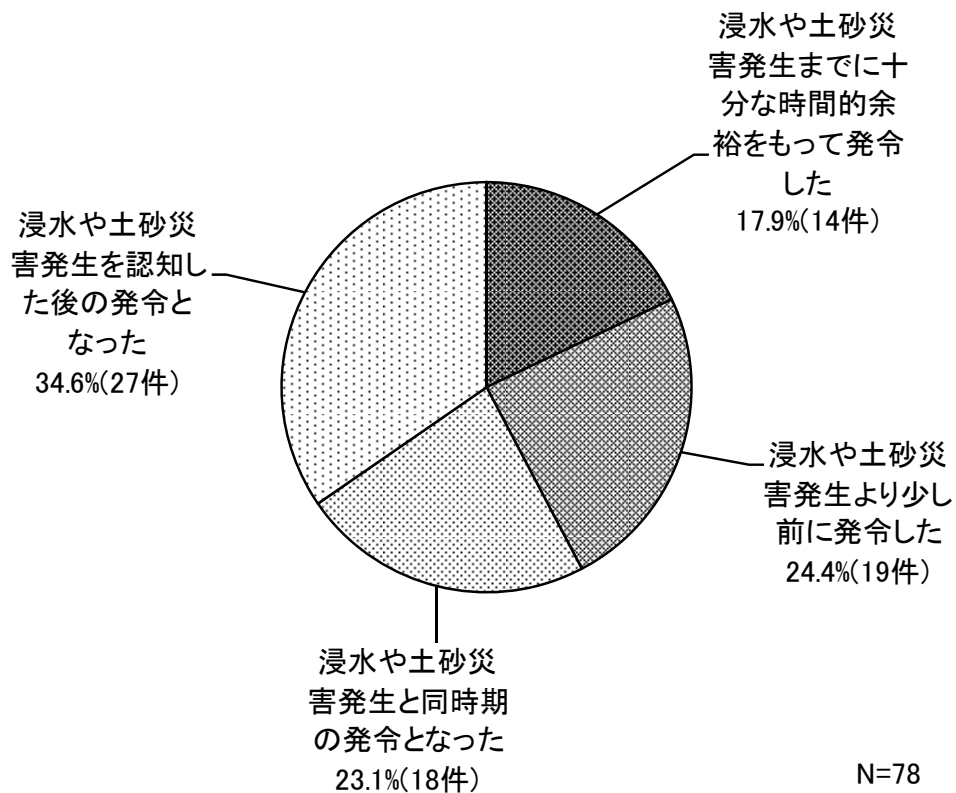


N=97

5. 避難勧告等の発令のタイミング (N=78・単数回答)

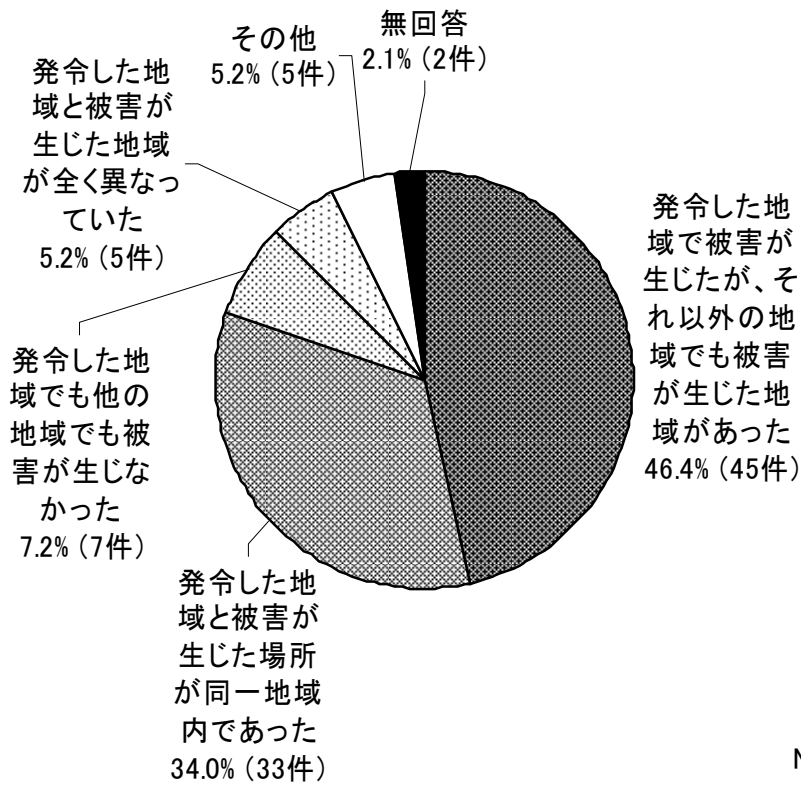
※災害発生時期と発令時期それぞれの時間的な関係が明確となっている 78 団体のみを対象

	回答数	%
浸水や土砂災害発生までに十分な時間的余裕をもって発令した	14	17.9
浸水や土砂災害発生より少し前に発令した	19	24.4
浸水や土砂災害発生と同時期の発令となった	18	23.1
浸水や土砂災害発生を認知した後の発令となった	27	34.6



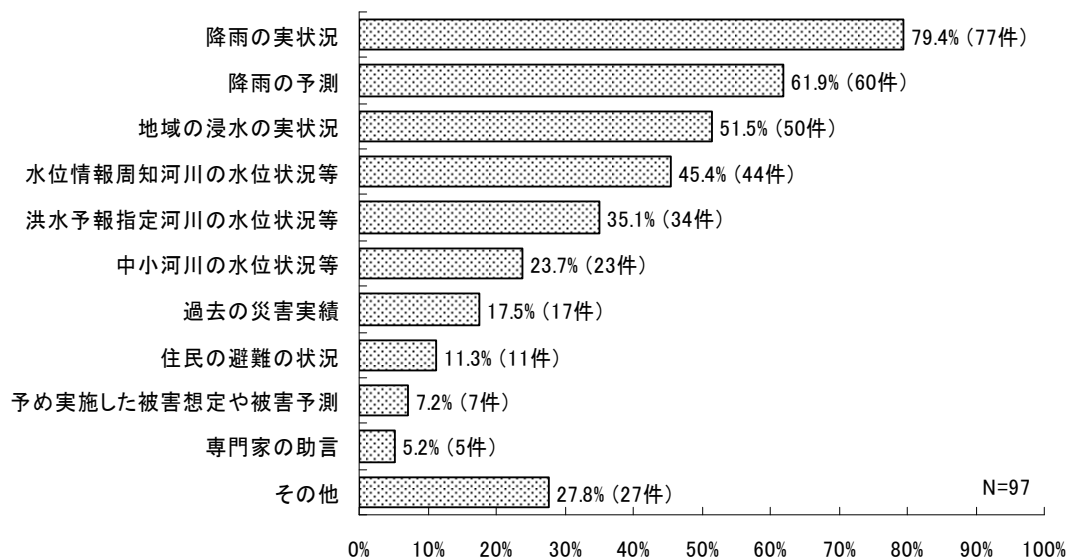
6. 避難勧告等の発令地域と実災害発生地域との関連性 (N=97・単数回答)

	回答数	%
発令した地域で被害が生じたが、それ以外の地域でも被害が生じた地域があった	45	46.4
発令した地域と被害が生じた場所が同一地域内であった	33	34.0
発令した地域でも他の地域でも被害が生じなかった	7	7.2
発令した地域と被害が生じた地域が全く異なっていた	5	5.2
その他	5	5.2
無回答	2	2.1



7. 避難勧告等の発令の判断要素 (N=97・複数回答)

	回答数	%
降雨の実状況	77	79.4
降雨の予測	60	61.9
地域の浸水の実状況	50	51.5
水位情報周知河川 ¹ の水位状況等	44	45.4
洪水予報指定河川 ² の水位状況等	34	35.1
中小河川の水位状況等	23	23.7
過去の災害実績	17	17.5
住民の避難の状況	11	11.3
予め実施した被害想定や被害予測	7	7.2
専門家の助言	5	5.2
その他（職員等からの現場の情報、土砂災害等の発生など）	27	27.8

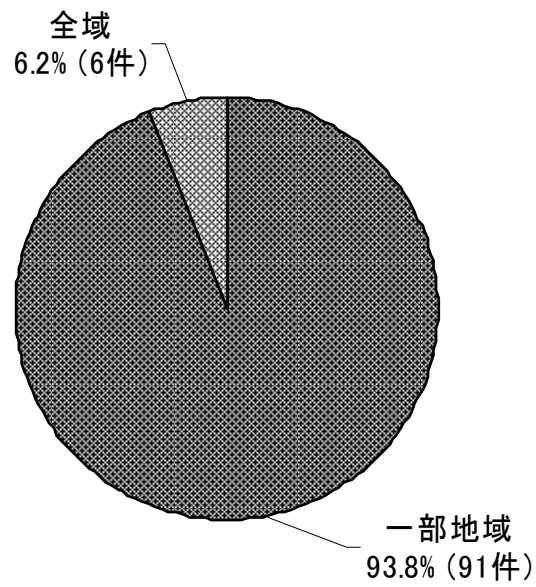


¹ 国土交通省ならびに都道府県は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川を水位周知河川に指定している。この水位周知河川では、避難判断水位を定めて、この水位に到達した旨の情報を通知・周知する

² 国土交通省は、洪水が発生するおそれがある場合に、一般にそれを円滑に周知するために、2以上の都道府県にわたる河川または流域面積の大きい河川で大きな損害が生ずるおそれがある河川を、洪水予報指定河川として指定している。洪水予報指定河川では、洪水が発生するおそれがある場合に、気象庁が降水量などの気象を、国土交通省が河川の水位又は流量をそれぞれ予測し、両者が共同で水防団、関係行政機関及び放送機関・新聞社等の協力を得て地域住民に洪水注意報・警報等の洪水に関する情報を提供する

8. 避難勧告等の発令範囲 (N=97・単数回答)

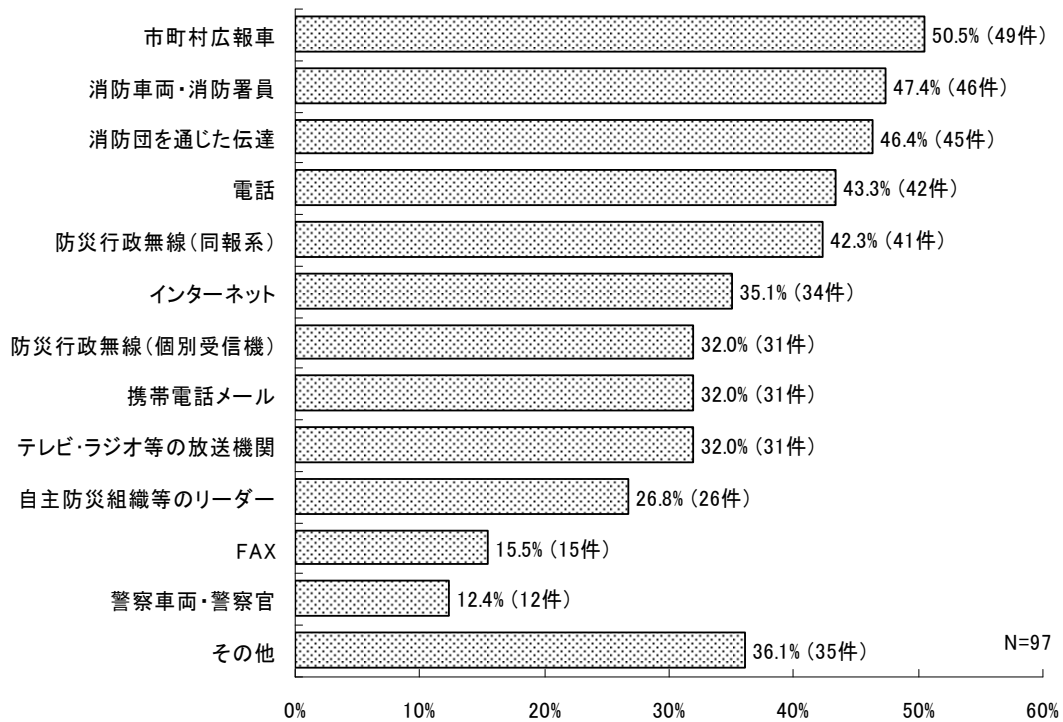
	回答数	%
一部地域	91	93.8
全域	6	6.2



N=97

9. 避難勧告等の伝達方法 (N=97・複数回答)

	回答数	%
市町村広報車	49	50.5
消防車両・消防署員	46	47.4
消防団を通じた伝達	45	46.4
電話	42	43.3
防災行政無線（同報系）	41	42.3
インターネット	34	35.1
防災行政無線（個別受信機）	31	32.0
携帯電話メール	31	32.0
テレビ・ラジオ等の放送機関	31	32.0
自主防災組織等のリーダー	26	26.8
FAX	15	15.5
警察車両・警察官	12	12.4
その他（直接・戸別訪問・口頭など）	35	36.1



回答を寄せた 97 市町村によって選択された情報伝達手段の数

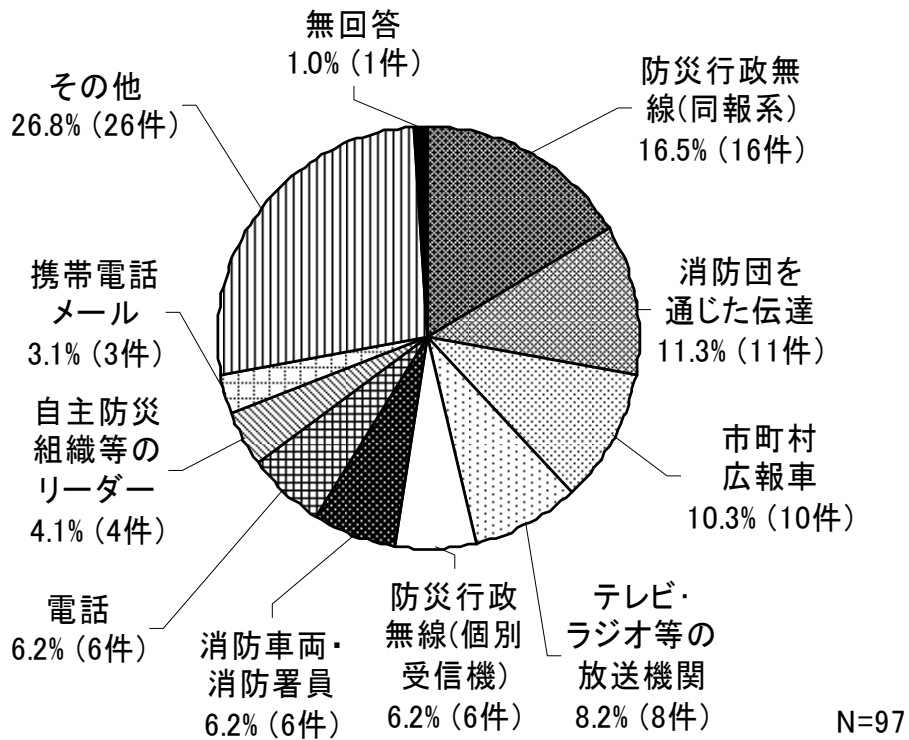
選択された情報伝達手段の数	団体数
3 以上～5 未満	14
5 以上～10 未満	56
10 以上～	27
合計	97

※選択された情報伝達手段が2つ以下とする市町村はない。

※97 市町村を対象に 1 市町村あたりの情報伝達手段の数を平均値として表すと 7.7 となる。

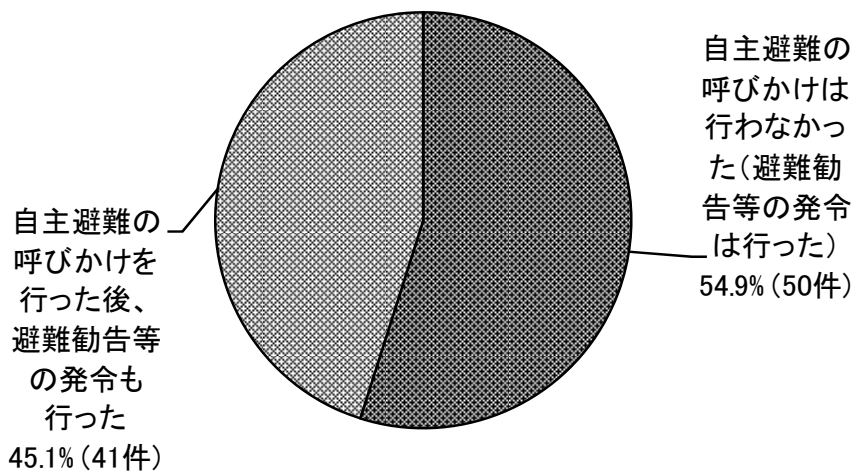
10. 避難勧告等の伝達で特に効果的だった方法 (N=97・単数回答)

	回答数	%
防災行政無線（同報系）	16	16.5
消防団を通じた伝達	11	11.3
市町村広報車	10	10.3
テレビ・ラジオ等の放送機関	8	8.2
防災行政無線（個別受信機）	6	6.2
消防車両・消防署員	6	6.2
電話	6	6.2
自主防災組織等のリーダー	4	4.1
携帯電話メール	3	3.1
その他（直接・戸別訪問・口頭など）	26	26.8
無回答	1	1.0



11. 自主避難の呼びかけ (N=91・単数回答)

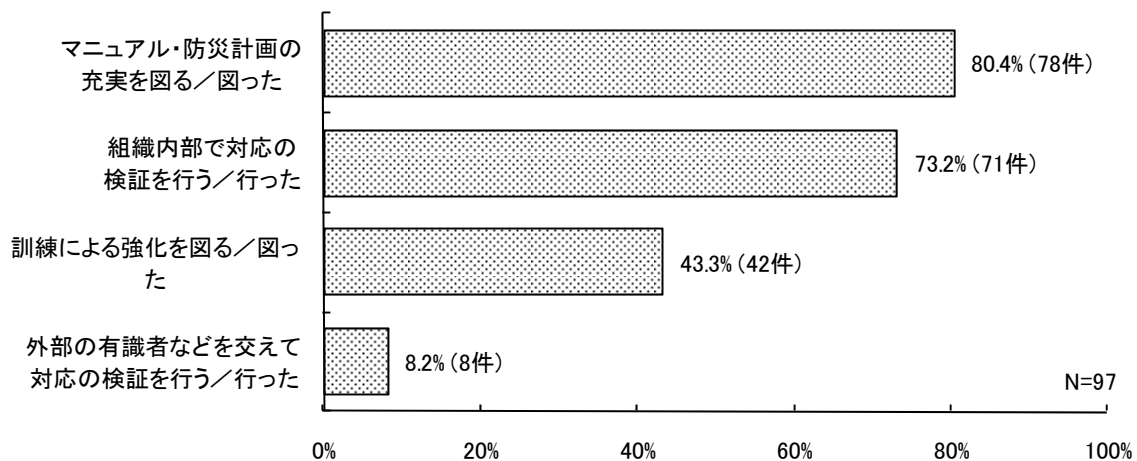
	回答数	%
自主避難の呼びかけは行わなかった(避難勧告等の発令は行った)	50	54.9
自主避難の呼びかけを行った後、避難勧告等の発令も行った	41	45.1



N=91

12. 今後の対応に向けた取り組み (N=97・複数回答)

	回答数	%
マニュアル・防災計画の充実を図る／図った	78	80.4
組織内部で対応の検証を行う／行った	71	73.2
訓練による強化を図る／図った	42	43.3
外部の有識者などを交えて対応の検証を行う／行った	8	8.2



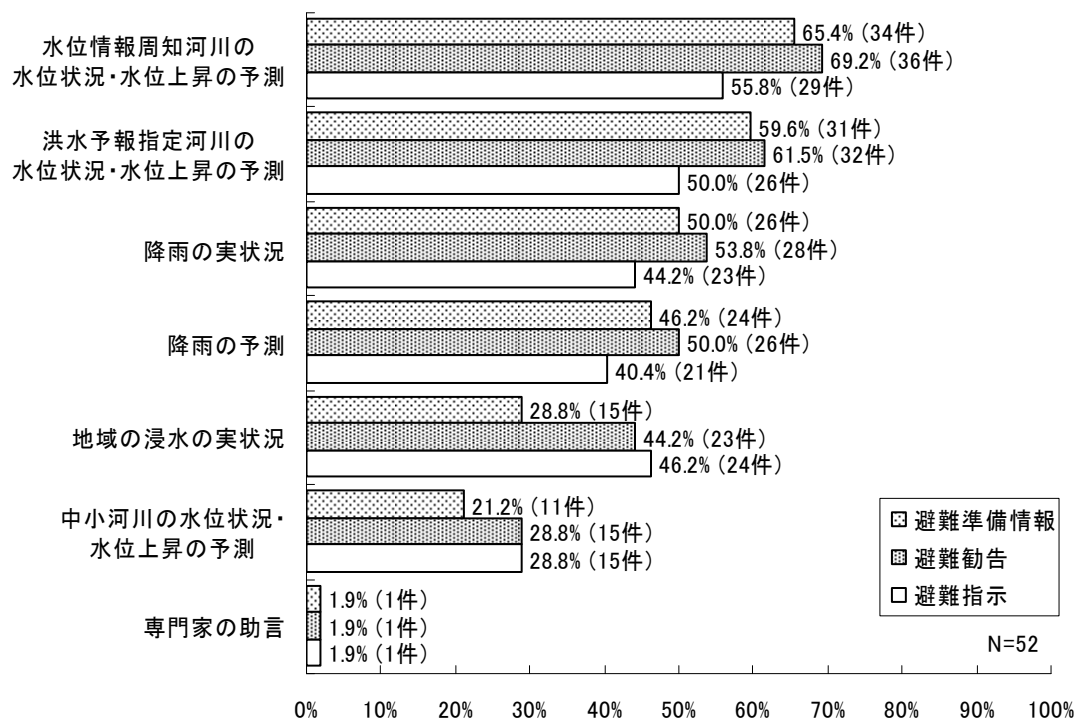
II. 大雨災害に対する事前の準備状況

1. 避難勧告等の判断基準として考慮されている事項

(1) 風水害の発生を考慮し、判断基準として考慮している事項 (N=52・クロス集計)

「水害発生時における避難勧告等の具体的な発令基準」を策定済みとしている52市町村³を対象

	避難準備 情報		避難勧告		避難指示	
	回答	%	回答	%	回答	%
水位情報周知河川の水位状況・水位上昇の予測	34	65.4	36	69.2	29	55.8
洪水予報指定河川の水位状況・水位上昇の予測	31	59.6	32	61.5	26	50.0
降雨の実状況	26	50.0	28	53.8	23	44.2
降雨の予測	24	46.2	26	50.0	21	40.4
地域の浸水の実状況	15	28.8	23	44.2	24	46.2
中小河川の水位状況・水位上昇の予測	11	21.2	15	28.8	15	28.8
専門家の助言	1	1.9	1	1.9	1	1.9

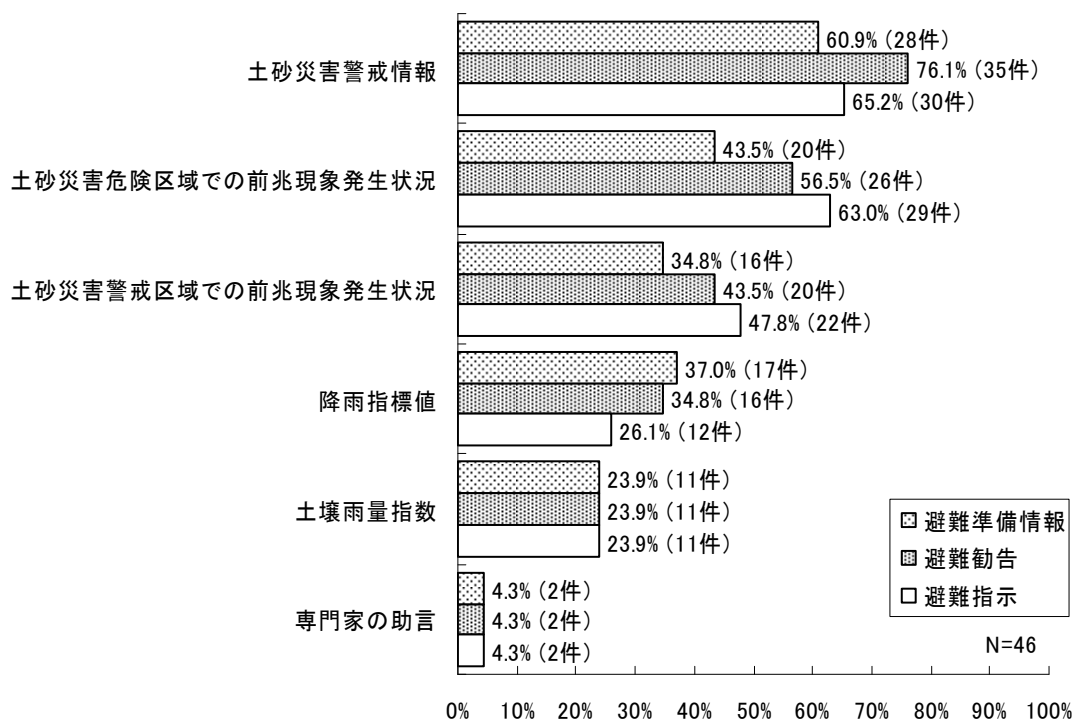


³ 総務省消防庁が実施した「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査結果（平成22年1月28日発表）」を参考に、本調査対象の97市町村のうち、水害の発令基準を策定している52市町村を本調査項目における母数として設定している

(2) 土砂災害の発生を考慮した判断基準として考慮されている事項

「土砂災害発生時における避難勧告等の具体的な発令基準」を策定済みとしている市町村 46 団体⁴を対象

	避難準備 情報		避難勧告		避難指示	
	回答	%	回答	%	回答	%
土砂災害警戒情報	28	60.9	35	76.1	30	65.2
土砂災害危険区域での前兆現象発生状況	20	43.5	26	56.5	29	63.0
土砂災害警戒区域での前兆現象発生状況	16	34.8	20	43.5	22	47.8
降雨指標値	17	37.0	16	34.8	12	26.1
土壌雨量指数	11	23.9	11	23.9	11	23.9
専門家の助言	2	4.3	2	4.3	2	4.3



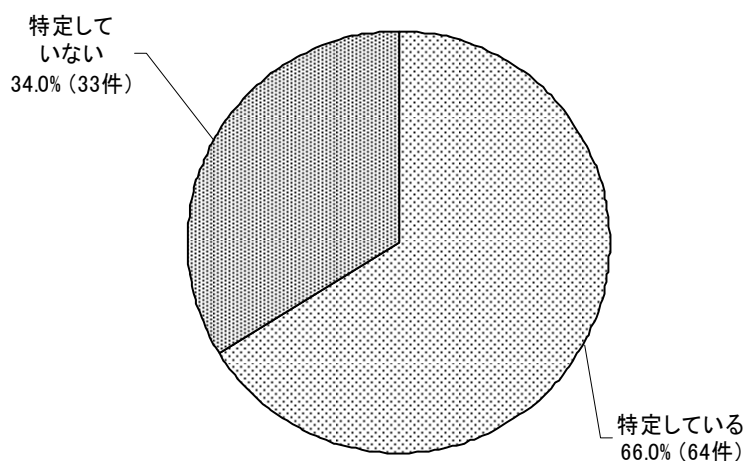
⁴ 総務省消防庁が実施した「避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況調査結果」を参考に、本調査対象の 97 団体のうち、土砂災害の発令基準を策定済みとしている 46 団体を抽出し、これを基本としている

2. 「警戒すべき区間や箇所」⁵や「避難すべき地域等」⁶の設定状況等

(1) 水害の発生を考慮した設定状況

① 水害から「警戒すべき区間や箇所」を特定しているか (N=97・単数回答)

	回答数	%
特定している	64	66.0
特定していない	33	34.0



N=97

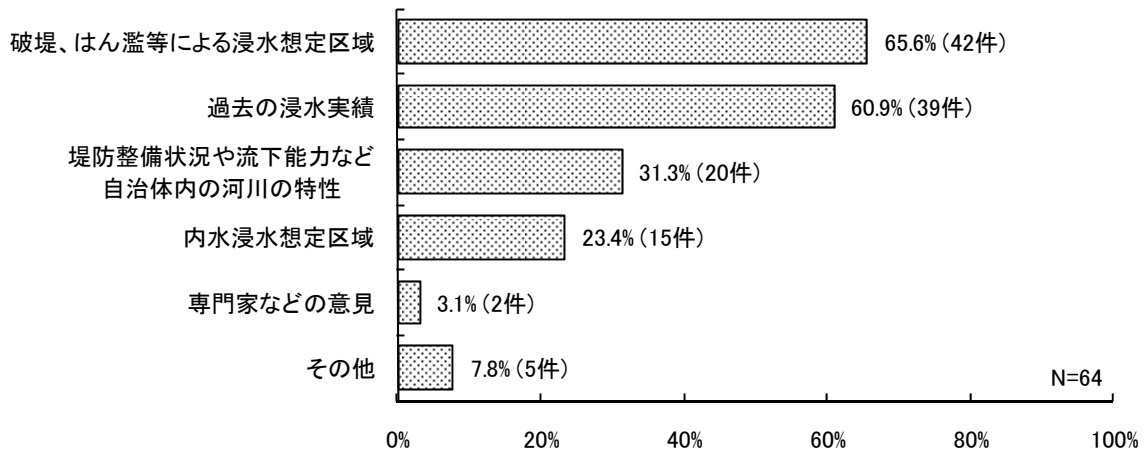
⁵ 破堤・越水等により影響を受けることが想定される区間・箇所や土石流、がけ崩れ等の発生しやすい箇所等

⁶ 氾濫水の影響による家屋の損壊・流失や家屋の浸水、土石流や崩壊土砂の到達等により、住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれがある区域で、災害の原因となる現象の発生時に避難勧告等の発令が想定される区域

② 「警戒すべき区間や箇所」を特定する際の要素／風水害（N=64・複数回答）

「① 水害から「警戒すべき区間や箇所」を特定しているか」において、特定していると回答した市町村（計64団体）を対象

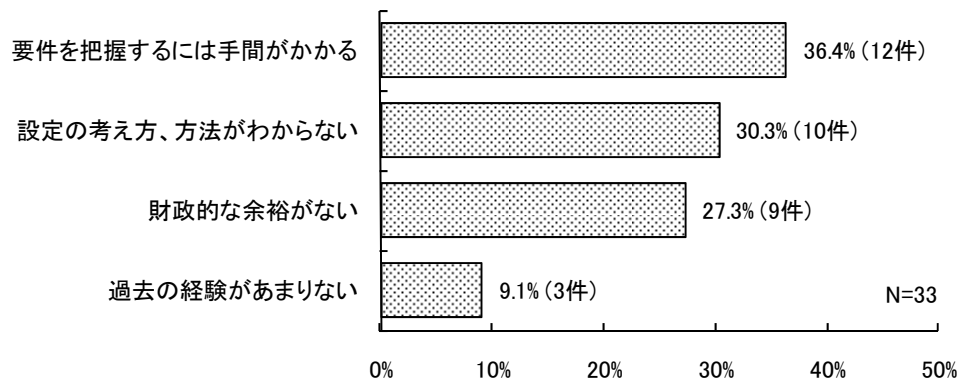
	回答数	%
破堤、はん濫等による浸水想定区域	42	65.6
過去の浸水実績	39	60.9
堤防整備状況や流下能力など自治体内の河川の特徴	20	31.3
内水浸水想定区域	15	23.4
専門家などの意見	2	3.1
その他（県の水防計画に基づく など）	5	7.8



③ 「警戒すべき区間や箇所」が特定されていない理由／風水害（N=33・複数回答）

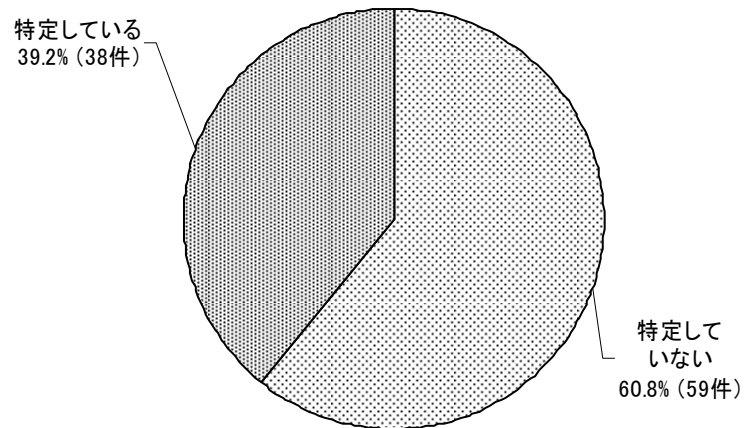
「① 水害から「警戒すべき区間や箇所」を特定しているか」において、特定していないと回答した市町村（計33団体）を対象

	回答数	%
要件を把握するには手間がかかる	12	36.4
設定の考え方、方法がわからない	10	30.3
財政的な余裕がない	9	27.3
過去の経験があまりない	3	9.1



④ 水害の発生を考慮し、「避難すべき地域等」を特定しているか (N=97・単数回答)

	回答数	%
特定していない	59	60.8
特定している	38	39.2

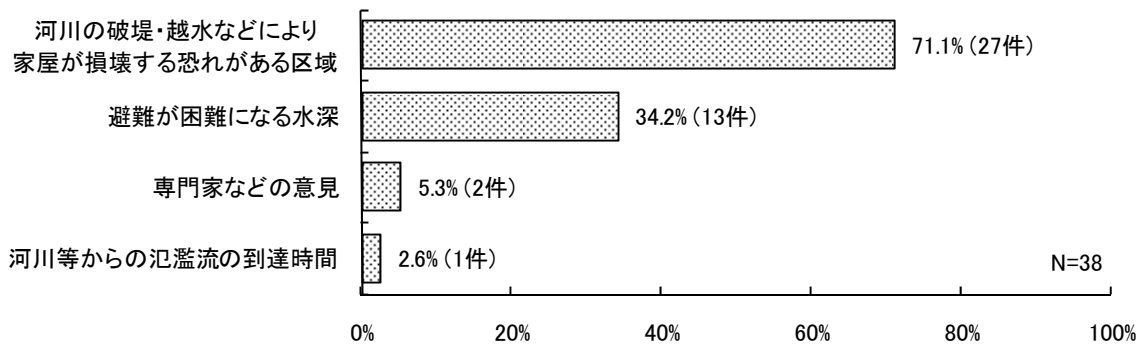


N=97

⑤ 「避難すべき地域等」を特定する際の要素／風水害（N=38・複数回答）

「④ 水害の発生を考慮し、「避難すべき地域等」を特定しているか」において、特定していると回答した市町村（計 38 団体）を対象

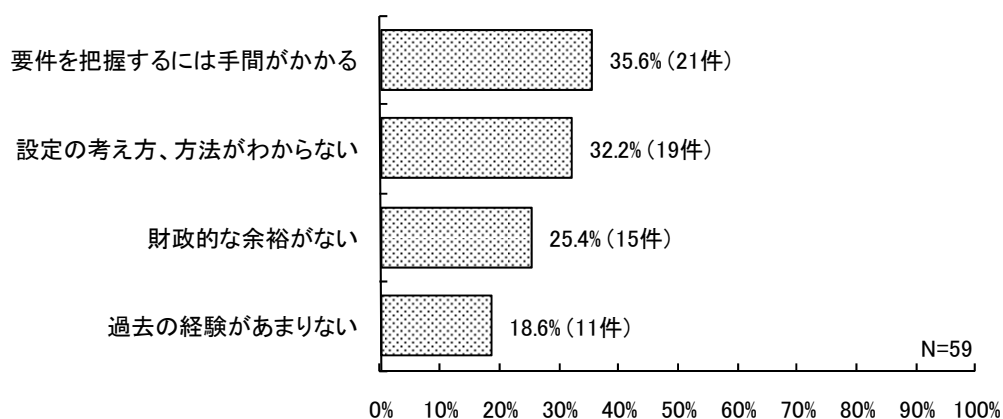
	回答数	%
河川の破堤・越水などにより家屋が損壊する恐れがある区域	27	71.1
避難が困難になる水深	13	34.2
専門家などの意見	2	5.3
河川等からの氾濫流の到達時間	1	2.6



⑥ 「避難すべき地域等」が特定されていない理由／風水害（N=59・複数回答）

「④ 水害の発生を考慮し、「避難すべき地域等」を特定しているか」において、特定していないと回答した市町村（計 59 団体）を対象

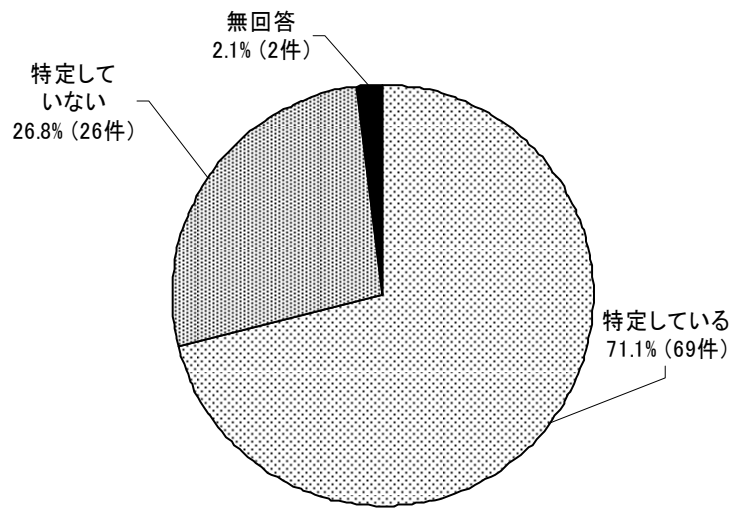
	回答数	%
要件を把握するには手間がかかる	21	35.6
設定の考え方、方法がわからない	19	32.2
財政的な余裕がない	15	25.4
過去の経験があまりない	11	18.6



(2) 土砂災害の発生を考慮した設定状況

① 土砂災害の発生を考慮し、あらかじめ「警戒すべき区間や箇所」を特定しているか
(N=97・単数回答)

	回答数	%
特定している	69	71.1
特定していない	26	26.8
無回答	2	2.1

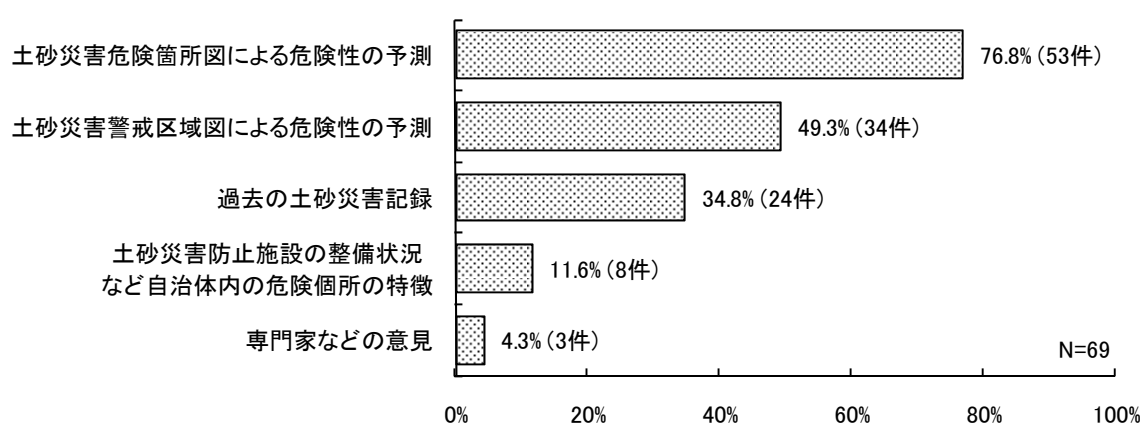


N=97

② 「警戒すべき区間や箇所」を特定する際の要素／土砂災害（N=69・複数回答）

「① 土砂災害の発生を考慮し、あらかじめ「警戒すべき区間や箇所」を特定しているか」において、特定していると回答した市町村（計69団体）を対象

	回答数	%
土砂災害危険箇所図による危険性の予測	53	76.8
土砂災害警戒区域 ⁷ 図による危険性の予測	34	49.3
過去の土砂災害記録	24	34.8
土砂災害防止施設 ⁸ の整備状況など自治体内の危険箇所の特徴	8	11.6
専門家などの意見	3	4.3



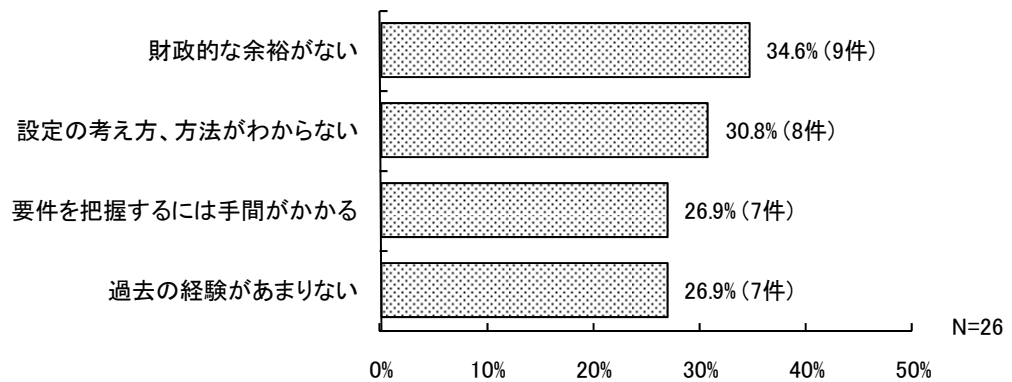
⁷ 土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」という。）が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域をいう

⁸ 土石流、地すべり、がけ崩れ等による土砂災害から人命を守るための砂防設備等

③ 「警戒すべき区間や箇所」が特定されていない理由／土砂災害（N=26・複数回答）

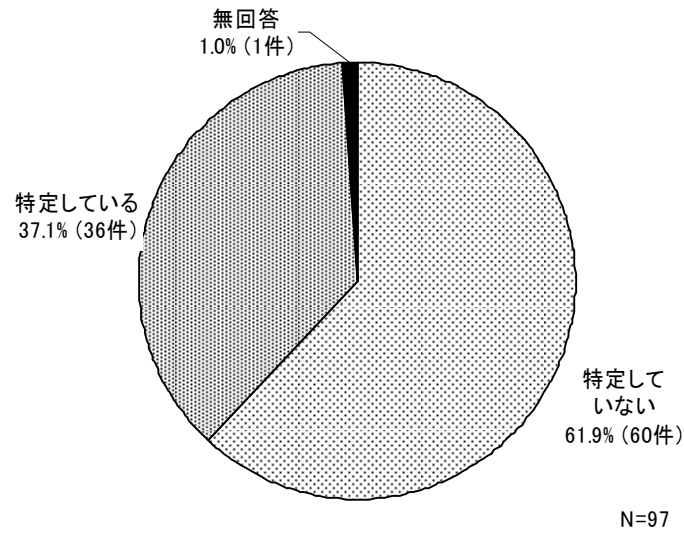
「① 土砂災害の発生を考慮し、あらかじめ「警戒すべき区間や箇所」を特定しているか」において、特定していないと回答した市町村計 26 団体を対象

	回答数	%
財政的な余裕がない	9	34.6
設定の考え方、方法がわからない	8	30.8
要件を把握するには手間がかかる	7	26.9
過去の経験があまりない	7	26.9



④ 土砂災害の発生を考慮し、予め「避難すべき地域等」を特定しているか (N=97・単数回答)

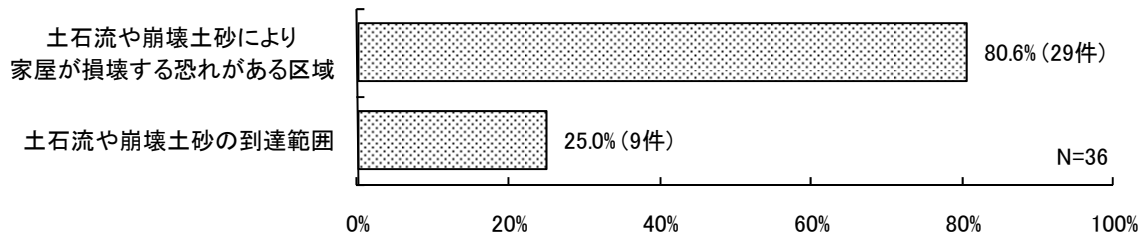
	回答数	%
特定していない	60	61.9
特定している	36	37.1
無回答	1	1.0



⑤ 「避難すべき地域等」を特定する際の要素／土砂災害（N=36・複数回答）

「④ 土砂災害の発生を考慮し、予め「避難すべき地域等」を特定しているか」において、特定していると回答した市町村（計36団体）を対象

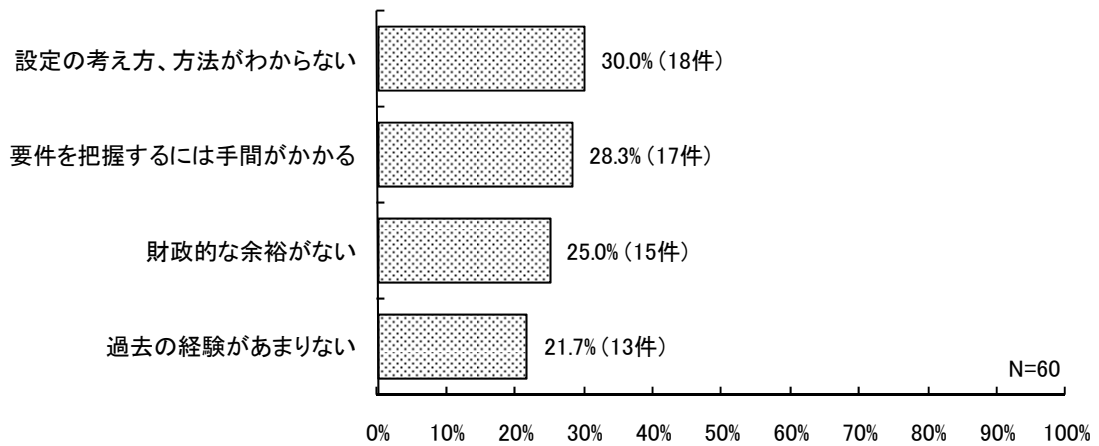
	回答数	%
土石流や崩壊土砂により家屋が損壊する恐れがある区域	29	80.6
土石流や崩壊土砂の到達範囲	9	25.0



⑥ 「避難すべき地域等」が特定されていない理由／土砂災害（N=60・複数回答）

「④ 土砂災害の発生を考慮し、予め「避難すべき地域等」を特定しているか」において、特定していないと回答した市町村（計60団体）を対象

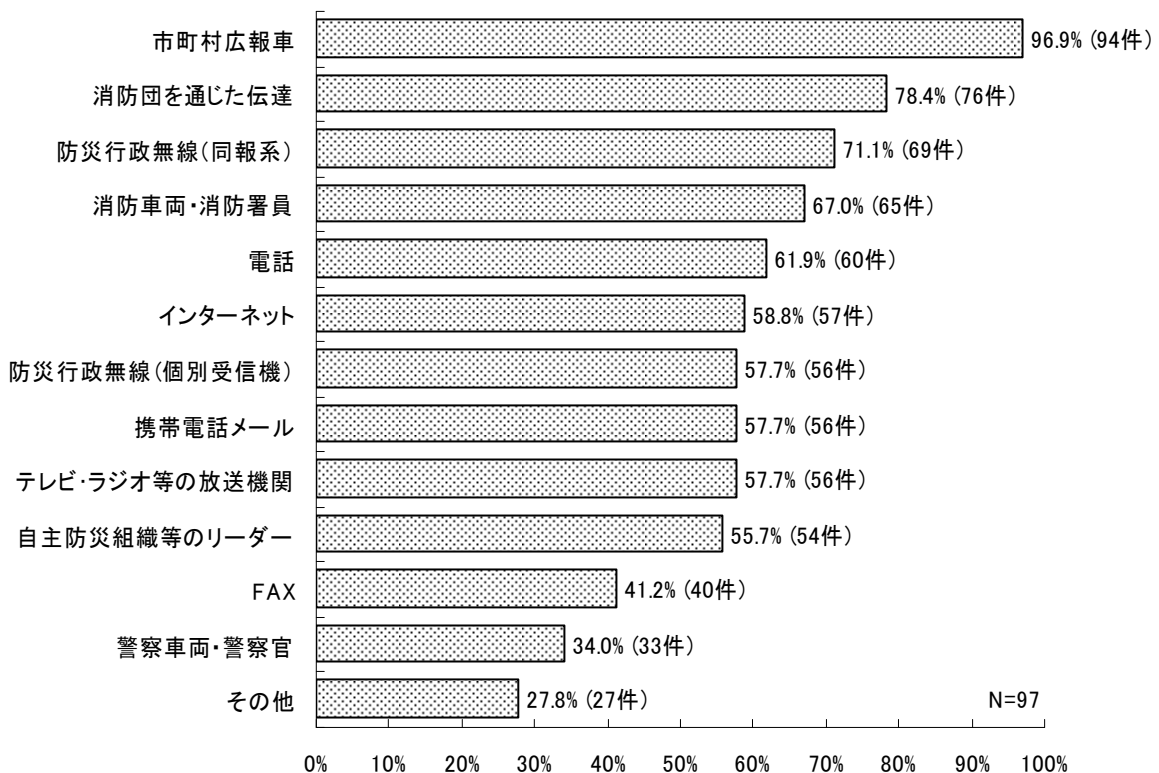
	回答数	%
設定の考え方、方法がわからない	18	30.0
要件を把握するには手間がかかる	17	28.3
財政的な余裕がない	15	25.0
過去の経験があまりない	13	21.7



3. 避難勧告等の伝達に関する事項

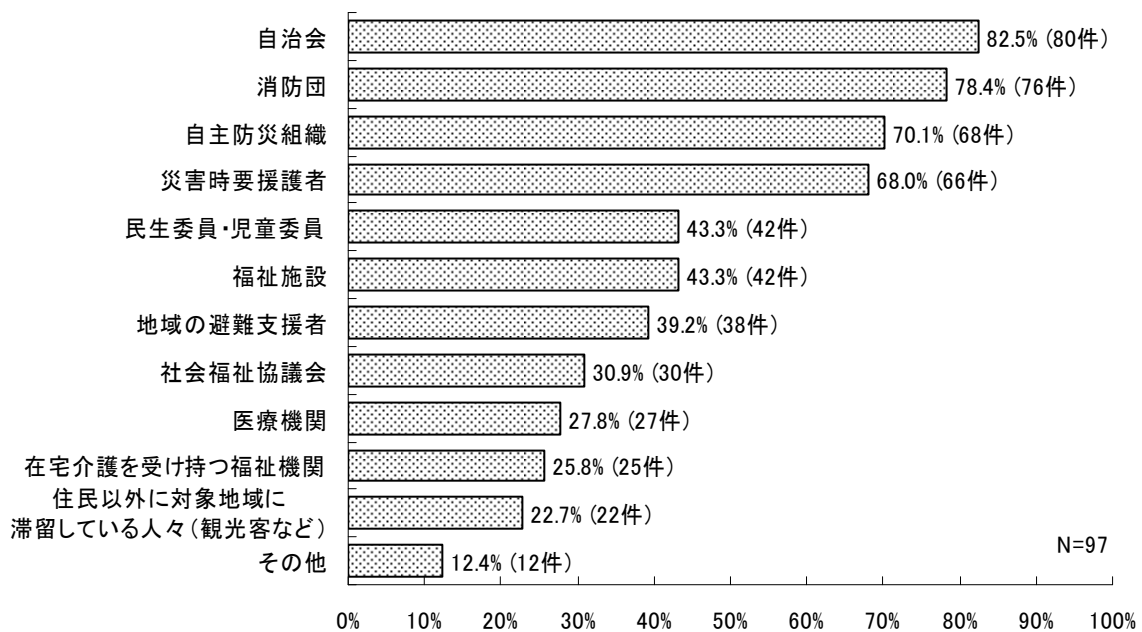
(1) 避難勧告等の伝達手段として使用することを考えている事項 (N=97・複数回答)

	回答数	%
市町村広報車	94	96.9
消防団を通じた伝達	76	78.4
防災行政無線（同報系）	69	71.1
消防車両・消防署員	65	67.0
電話	60	61.9
インターネット	57	58.8
防災行政無線（個別受信機）	56	57.7
携帯電話メール	56	57.7
テレビ・ラジオ等の放送機関	56	57.7
自主防災組織等のリーダー	54	55.7
FAX	40	41.2
警察車両・警察官	33	34.0
その他（有線放送、ケーブルテレビ、サイレンなど）	27	27.8



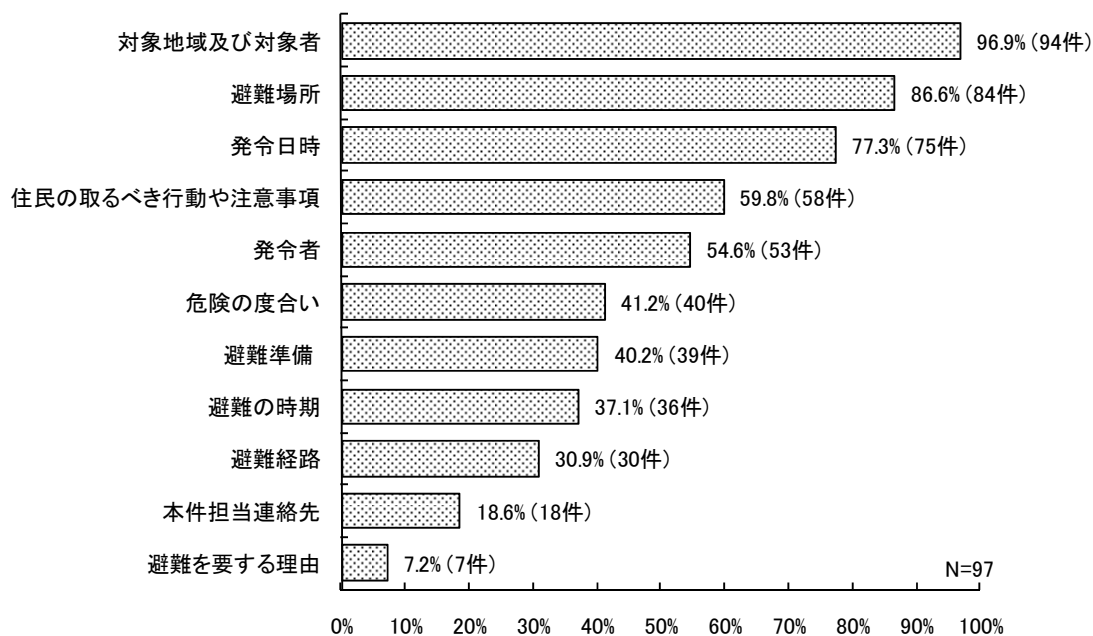
(2) 避難勧告等の伝達の対象として考えられている者 (N=97・複数回答)

	回答数	%
自治会	80	82.5
消防団	76	78.4
自主防災組織	68	70.1
災害時要援護者	66	68.0
民生委員・児童委員	42	43.3
福祉施設	42	43.3
地域の避難支援者	38	39.2
社会福祉協議会	30	30.9
医療機関	27	27.8
在宅介護を受け持つ福祉機関	25	25.8
住民以外に対象地域に滞留している人々（観光客など）	22	22.7
その他	12	12.4



(3) 避難勧告等の伝達内容として考えられている事項 (N=97・複数回答)

	回答数	%
対象地域及び対象者	94	96.9
避難場所	84	86.6
発令日時	75	77.3
住民の取るべき行動や注意事項	58	59.8
発令者	53	54.6
危険の度合い	40	41.2
避難準備	39	40.2
避難の時期	36	37.1
避難経路	30	30.9
本件担当連絡先	18	18.6
避難を要する理由	7	7.2

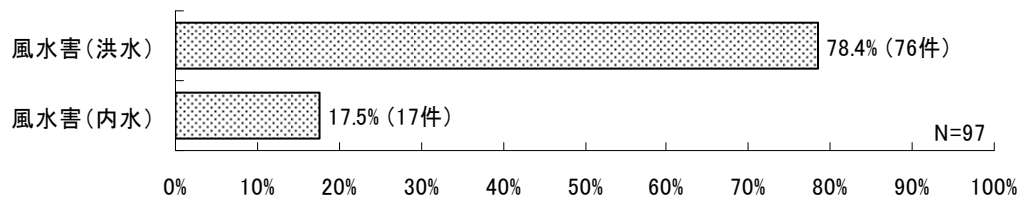


4. ハザードマップの策定状況等について

(1) ハザードマップの策定状況

① 風水害に係るハザードマップの策定状況 (N=97・単数回答)

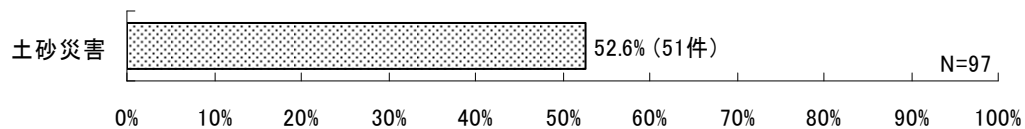
	回答数	%
風水害 (洪水)	76	78.4
風水害 (内水)	17	17.5



② 土砂災害に係るハザードマップの策定状況 (N=97・単数回答)

土砂災害の発生が想定される市町村 (計 97 団体) を対象

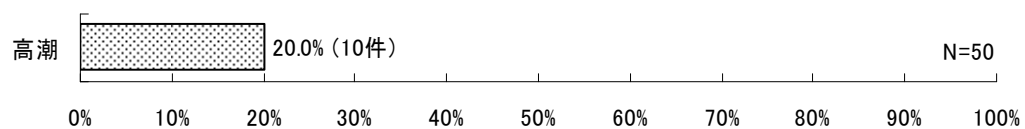
	回答数	%
土砂災害	51	52.6



③ 高潮災害に係るハザードマップの策定状況 (N=50・単数回答)

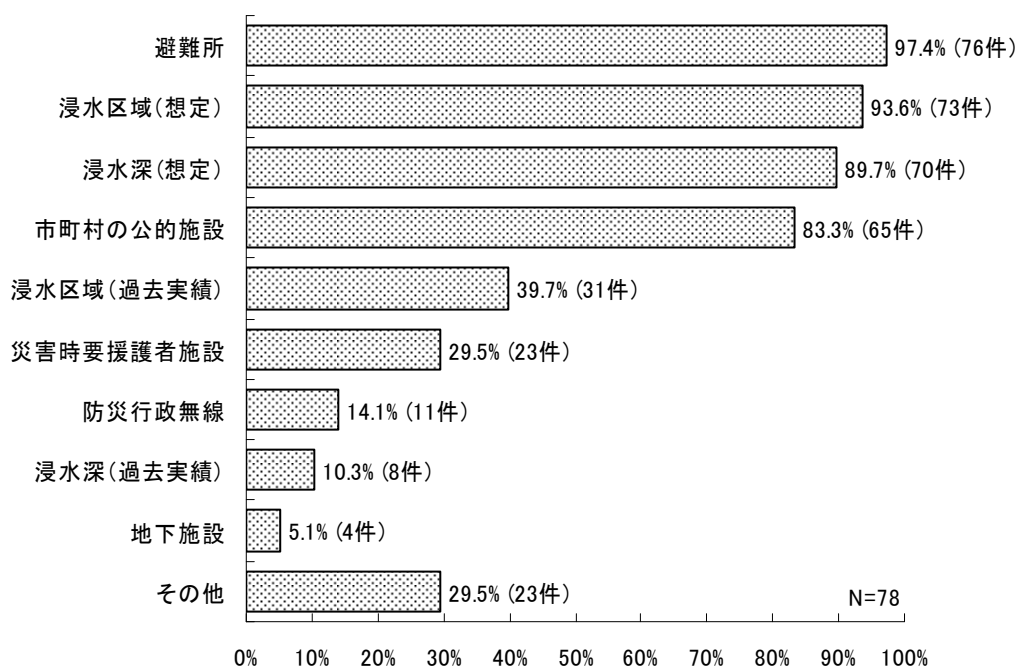
高潮災害の発生が想定される市町村 (計 50 団体) を対象

	回答数	%
高潮	10	20.0



- (2) 「風水害（洪水・内水）ハザードマップ」で取扱われている情報（N=78・複数回答）
「(1) ハザードマップの策定状況」の項において、風水害に係るハザードマップを策定していると回答した市町村（計78団体）を対象

	回答数	%
避難所	76	97.4
浸水区域（想定）	73	93.6
浸水深（想定）	70	89.7
市町村の公的施設	65	83.3
浸水区域（過去実績）	31	39.7
災害時要援護者施設	23	29.5
防災行政無線	11	14.1
浸水深（過去実績）	8	10.3
地下施設	4	5.1
その他（土砂災害等危険箇所 ⁹ など）	23	29.5

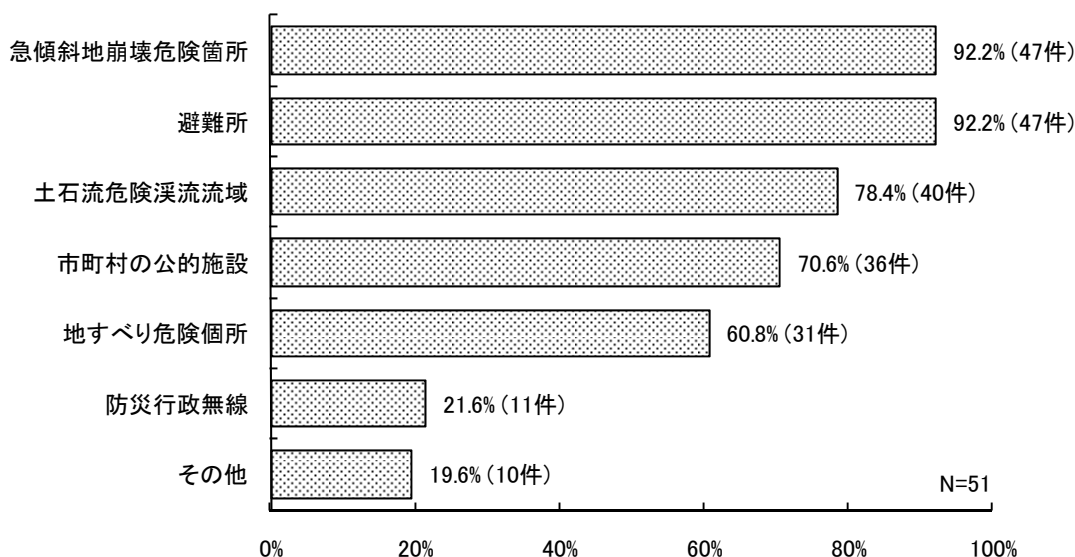


⁹ 土砂災害危険箇所とは、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所。土砂災害危険箇所には、土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所があり、法律に基づく砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等とは違い、法律による制限はない

(3) 「土砂災害に係るハザードマップ」で取扱われている情報 (N=51・複数回答)

「(1) ハザードマップの策定状況」の項において、土砂災害に係るハザードマップを策定していると回答した市町村 (計 51 団体) を対象

	回答数	%
急傾斜地崩壊危険箇所 ¹⁰	47	92.2
避難所	47	92.2
土石流危険溪流 ¹¹ 流域	40	78.4
市町村の公的施設	36	70.6
地すべり危険箇所 ¹²	31	60.8
防災行政無線	11	21.6
その他 (医療等関係機関など)	10	19.6



¹⁰ 勾配 30° 以上、高さ 5m 以上の急傾斜のうち、急傾斜地に面する 1 戸以上の人家 (人家が無くても官公署、学校、病院、旅館等の公共的建物のある場所を含む) が崩れ被害を受ける危険のある箇所

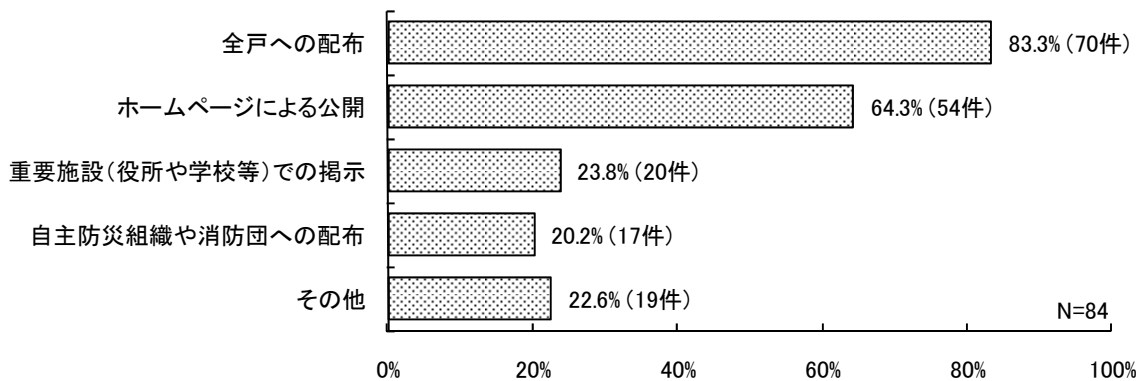
¹¹ 土石流発生の恐れがあり、1 戸以上の人家 (人家が無くても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む) に被害の生じる恐れのある溪流

¹² 空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生する恐れがある地形と判断された箇所のうち、地すべりにより、人家・河川・鉄道・道路・官公署等に大きな被害を及ぼす恐れがある箇所

(4) ハザードマップの住民への公表方法 (N=84・複数回答)

「(1) ハザードマップの策定状況」において、風水害・土砂災害・高潮災害のいずれかのハザードマップを策定していると回答した市町村(計84団体)を対象

	回答数	%
全戸への配布	70	83.3
ホームページによる公開	54	64.3
重要施設(役所や学校等)での掲示	20	23.8
自主防災組織や消防団への配布	17	20.2
その他(被害が想定される対象地区内の住民、希望者など)	19	22.6



[災害による被害が予想される地域の住民へのハザードマップの配布状況]

	回答数	%
住民一人一人に配布されている	77	91.6
住民一人一人までは配布されていない	7	8.3

【別添 1】自由記述回答内容

目 次

I. 今般の災害対応を通じて得られた教訓・課題について

1. 災害対応について「非常によかった／うまくいった」と思われた点
2. 災害対応について「うまくいかなかった」と思われた点
3. 災害対応について「次回はこうしよう／改善しよう」と思われた点
4. 避難勧告等発令の判断に当たり、「非常によかった／うまくいった」と思われた点
5. 避難勧告等発令の判断に当たり、「うまくいかなかった」と思われた点
6. 避難勧告等発令の判断に当たり、「次回はこうしよう／改善しよう」と思われた点
7. 避難勧告等の伝達に当たり、「非常によかった／うまくいった」と思われた点
8. 避難勧告等の伝達に当たり、「うまくいかなかった」と思われた点
9. 避難勧告等の伝達に当たり、「次回はこうしよう／改善しよう」と思われた点

II. 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成 17 年 3 月）」について

1. 「ガイドライン」の構成や内容全般に対する意見
2. 「ガイドライン」について追記や改善が必要な事項

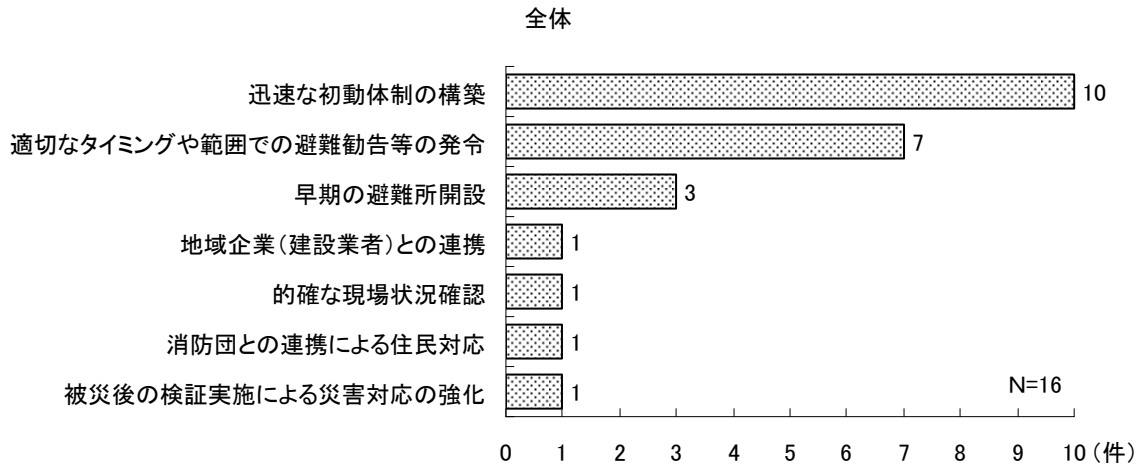
III. その他

1. 大雨災害における避難のあり方について、被災経験を持つ自治体としての意見

I. 今般の災害対応を通じて得られた教訓・課題について

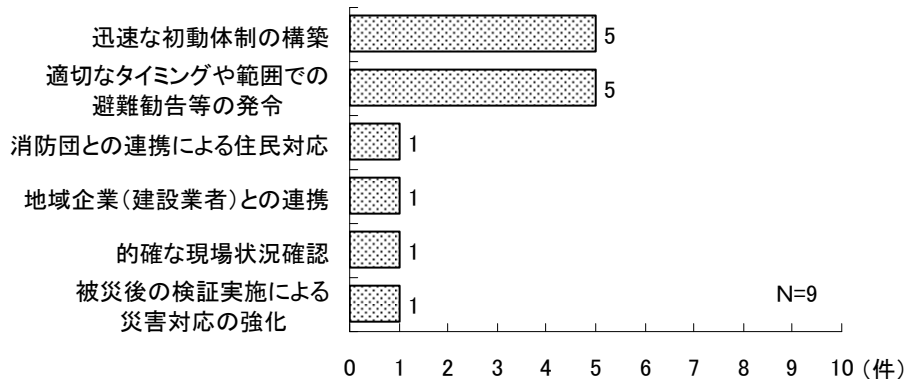
1. 災害対応について「非常によかった／うまくいった」と思われた点（複数回答）

① 全体

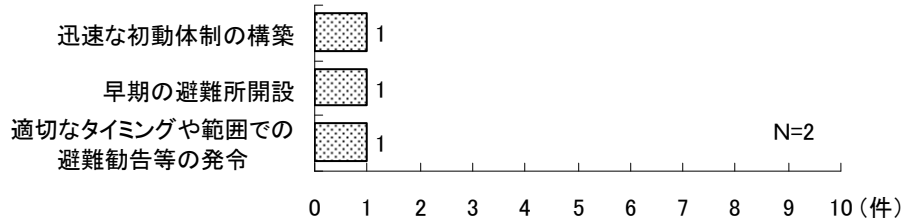


② 事例別

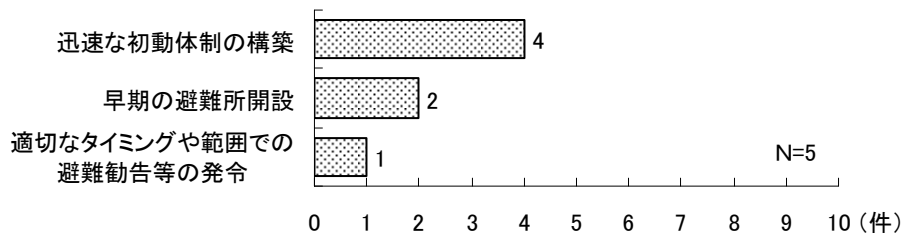
中国・九州北部豪雨



台風第9号



台風第18号

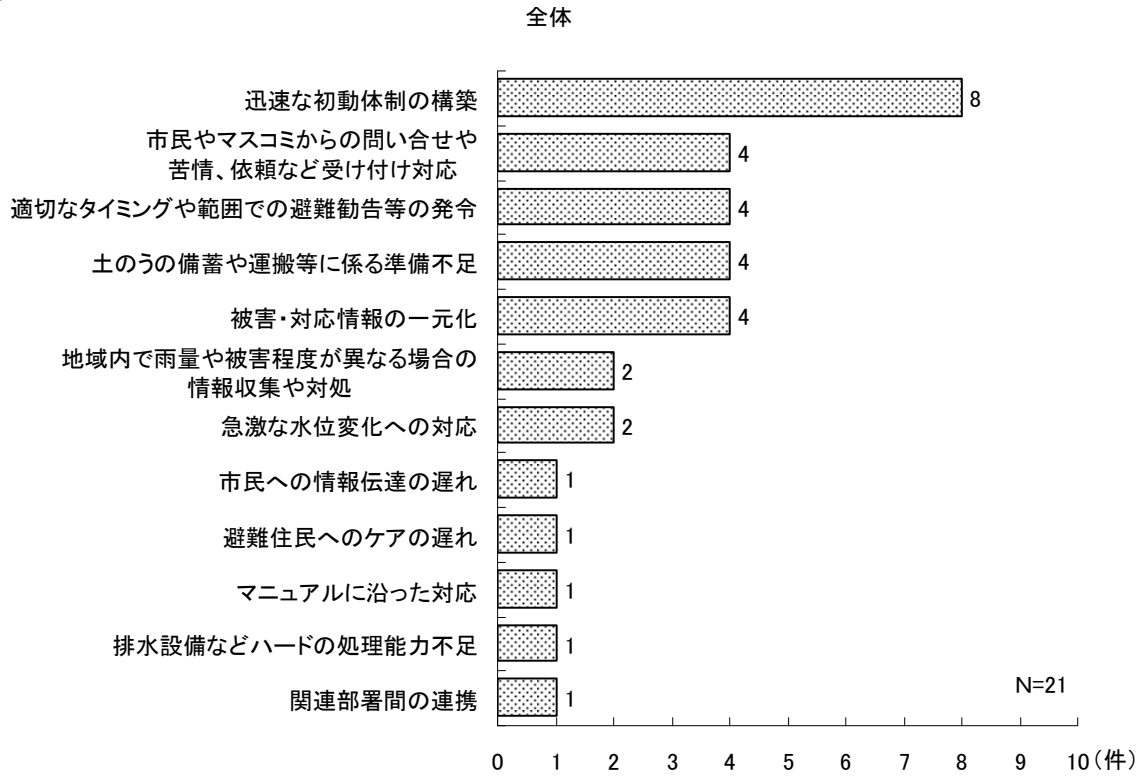


③ 記述内容

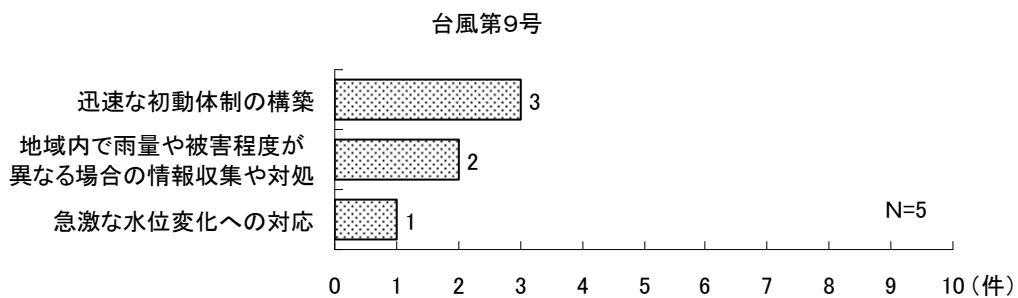
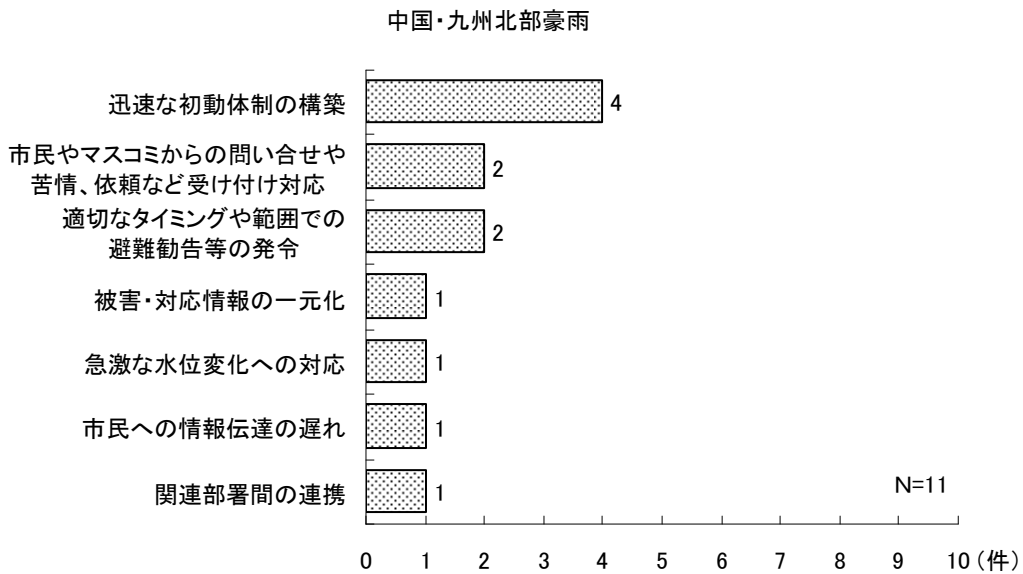
No	中国・九州北部豪雨
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早い段階から、「自主避難」広報を行ったことで、住民が早期に避難を行い、被害を最小限に抑えることができた。 ・ 各対策部による災害対応の検証会を実施し、課題点・反省点等抽出し、災害対応の強化を図ることができた。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速に避難勧告等を発令できた。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数日前からの降雨の前兆を感じ本部の設置を早めに準備していた事が初期対応としてうまくいった。防災危機管理としてのシミュレーションを3回実施したのも迅速な初期対応につながった。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害の拡大に応じて市職員にメールを一斉送信し、参集を促した。市職員の災害への初動活動の取り組みはスムーズにできた。 ・ 土砂災害の危険箇所を事前に把握し、消防団員や市職員が状況を目視で確認することにより、的確な避難勧告ができた。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民対応は、消防団、職員を含め、うまくいったと思う。職員は、各対応に不公平性をもたず、消防団は、状況に応じ、特に、高齢の世帯には、手厚い対応をした。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ災対班割を行っていたので職員参集後はスムーズに対応できた。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の招集・配置や応急対応、また避難勧告発令を時期を逸することなく出来たことなど、全般的にうまくいった。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域の広範囲で浸水が発生したが、道路冠水による通行止めの措置や土のうの手配等について本市と応援協定を結んでいる土木建設業者の協力により迅速に実施することができた。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告の発令自体は判断基準を策定していたためうまくいった。
No	台風第9号
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策に関しては、平成18年災害をほとんどの職員が経験しているため、迅速な対応ができた。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風18号接近時には、台風接近が夜間の予報であったため、避難所を、昼間の明るいうちに開設して、明るいうちの自主避難を呼びかけた点が、よかったと思う。
No	台風第18号
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町において、地域防災計画(地震災害対策編)は改訂をしていたが、地域防災計画(風水害等災害対策編)は現在改訂中であり、今回の台風18号時には地震災害対策編を準用するような形をとり警戒体制を実施した。 ・ 町総合防災訓練を定期的にも実施していることもあり、避難勧告等における避難所設置等の措置は比較的スムーズに実施することができた。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部を早々に立ち上げ、事前の準備態勢をとることができた。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風18号における対応については、早い段階から、警戒体制を取る事が出来た。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風の進路予想に対応し、早くから災害対策本部を設置し、職員の体制を整えられたこと。 ・ 事態の推移や住民からの問い合わせ等により、避難所開設や避難勧告の発令の判断がなされたこと。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風上陸に関しては事前の打ち合わせ等により準備を行った。

2. 災害対応について「うまくいかなかった」と思われた点（複数回答）

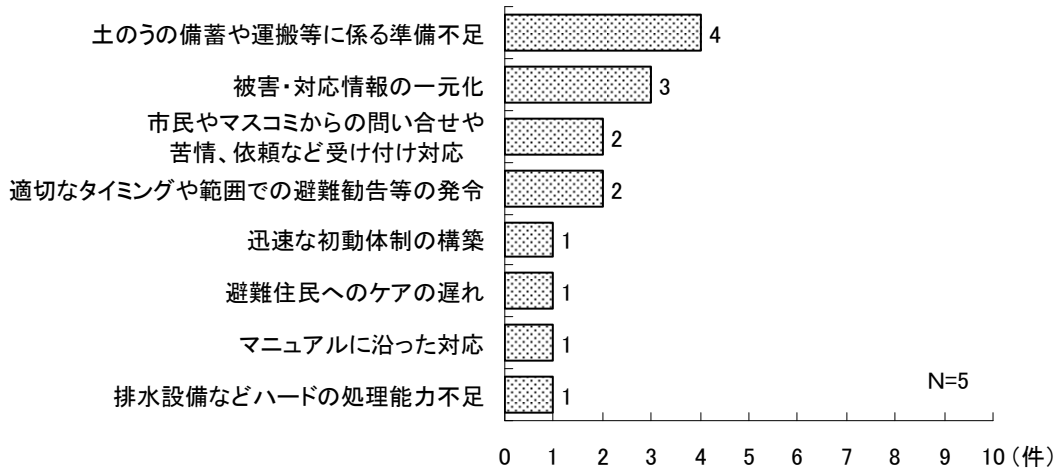
① 全体



② 事例別



台風第18号



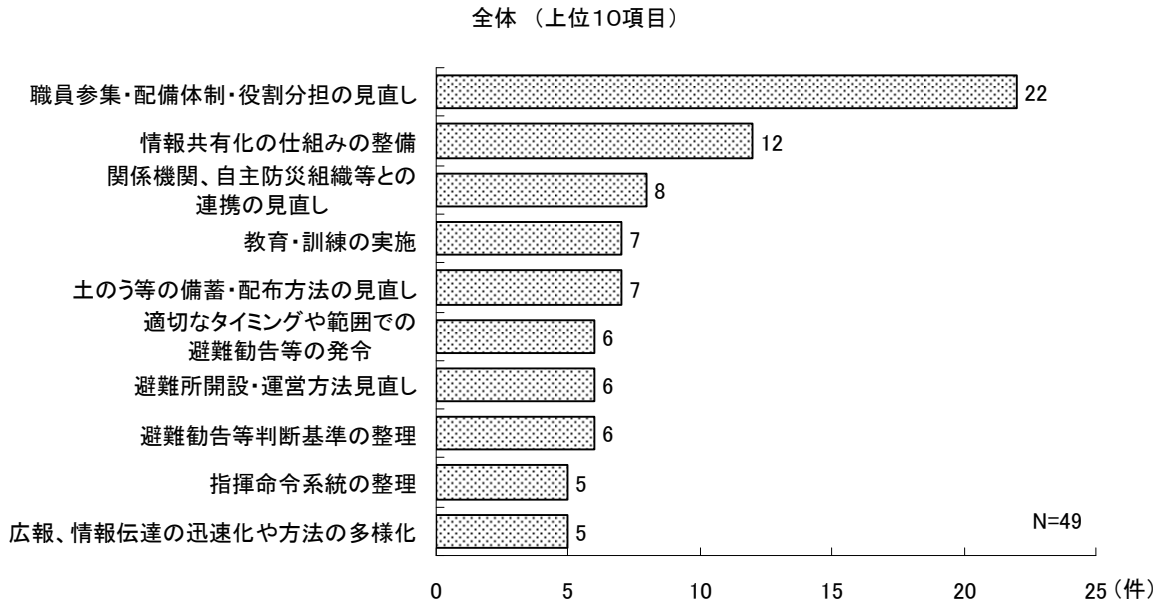
③ 記述内容

No	中国・九州北部豪雨
1	<ul style="list-style-type: none"> 今回の避難勧告及び避難指示の発令については、幸い、破堤及び越水には達せず、人的被害は有りませんでした。その範囲及びタイミングなどが最良であったとは考えていません。発令に際し以下の項目について、十分に考慮する必要があります。(1)夜明け前であったこと。(2)豪雨が降り続いていたこと。(3)住民が浸水想定区域を十分には認識していない可能性があること。(4)一部の避難場所が浸水想定区域内にあること。そのため、発令まで時間がかかったことが課題です。 また、職員の参集及び配備体制について、今回の避難勧告及び避難指示の発令が初めてのことということもあり、迅速かつ適切に対応できなかったという課題があります。
2	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関わる職員が非常に少ないため、災害時に迅速な対応ができない。職員体制の充実は不可欠であるものの、平時と有事の差が大きすぎるため、また、全体の職員数が減少する中では、難しいのが現状である。
3	<ul style="list-style-type: none"> 市民やマスコミからの問い合わせや苦情、依頼など受け付け対応。
4	<ul style="list-style-type: none"> 各対策部の連携が上手くいかなかった。
5	<ul style="list-style-type: none"> 本年7月末豪雨における対応について、避難勧告等情報伝達の遅れや誤りなど一部不備があった。この原因については、早急に外部有識者を含めた課題検討会議を開催し、市組織での連絡体制を強化する必要性を指摘されたところである。
6	<ul style="list-style-type: none"> 職員の参集に遅れを生じた面があった。
7	<ul style="list-style-type: none"> 短時間による降雨による内水被害がでたが、河川の整備や水路整備は限界がある。職員の人手も足りず、公助が機能しなかった。
8	<ul style="list-style-type: none"> 職員の参集に時間を要した。
9	<ul style="list-style-type: none"> 短時間で急激な豪雨に対応できる体制ができていなかったため災害対応が遅れた。
10	<ul style="list-style-type: none"> 市民への情報提供について、災害発生地区、避難勧告等発令地区以外の地区への伝達が、後手となった部分があった。
11	<ul style="list-style-type: none"> 市民への対応に追われて、情報の共有化がなされなかった。
No	台風第9号
1	<ul style="list-style-type: none"> 今回の災害は、短時間で局地的な豪雨だったため、初動体制(職員、関係機関)が追いつかない状況であった。
2	<ul style="list-style-type: none"> 職員参集について…深夜での対応となり、避難所開設にあたり、職員体制が十分確保できなかった。

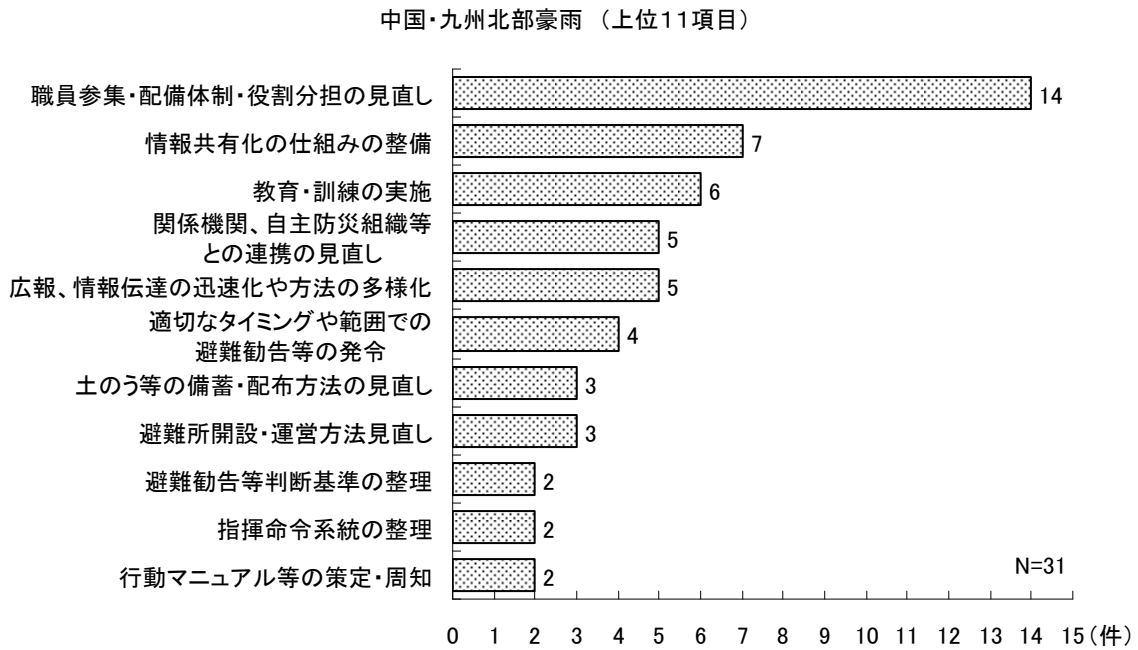
	た。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の参集について十分周知ができていなかった
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集中豪雨のため、急激な水位の変化のため対応が難しかった。 ・ 町内で雨量に差があり、地区によって対応に温度差があった。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広い町域の中での一部に集中した豪雨となったため、状況がつかめなかった。
No	台風第18号
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間強雨により河川の水位が急激に上昇、避難準備情報の発令が対応できなかった。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局地的な集中豪雨により、急な状況変化により、発令のタイミングが遅れた。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアル等に沿った対応がうまくできなかった。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報が発令されて、その直後から極めて強い雨が降り出したため、職員の招集が遅れる結果となった。職員が職場に向かう時、道路が冠水して通行できない箇所があったため、時間がかかった。 ・ 午前7時頃から電話が途切れることなく鳴ったため、土のう配置の要望があっても直ちに対応できなかった。 ・ 同一箇所の被害情報が重複して寄せられ、電話も複数の場所で受けざるを得なかったため、対応が混乱した。また、市内全体の被害状況の確認に時間を要した。 ・ 自主避難した住民に対して、弁当の配布が遅れた。 ・ 土のう作りでは、作業手順などが分からなかった。 ・ 前日に土のうを準備しておいたが、短時間での豪雨のため、土のう搬送が間に合わず、床下浸水となった住宅があった。 ・ 下水道の合流区域では、今回の豪雨が想定を越えるものであったことと不明水も極めて多いことから、排水できなくなった。また、分流区域でも下水道管への地下水流が相当あるため排水できなくなった。 ・ ○○センターと土木課との連絡・指示において、土のう設置の対応が済みか否かの情報が錯綜した。 ・ 現場の位置、依頼者名、住宅地図などの情報が一元化されず、対応が混乱した。 ・ 人がいても車両がなく、土のう運搬ができない時間があった。 ・ 消防署に土のうの備蓄がなかったため、消防署が出動しても現場での対応ができなかった。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の報道対応が非常に大変であった。

3. 災害対応について「次回はこうしよう／改善しよう」と思われた点（複数回答）

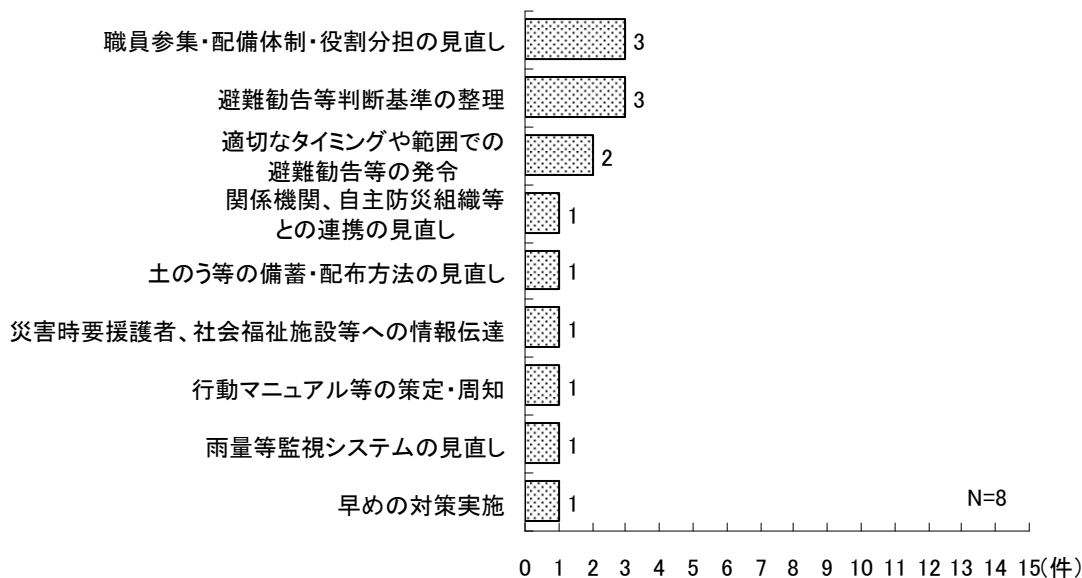
① 全体



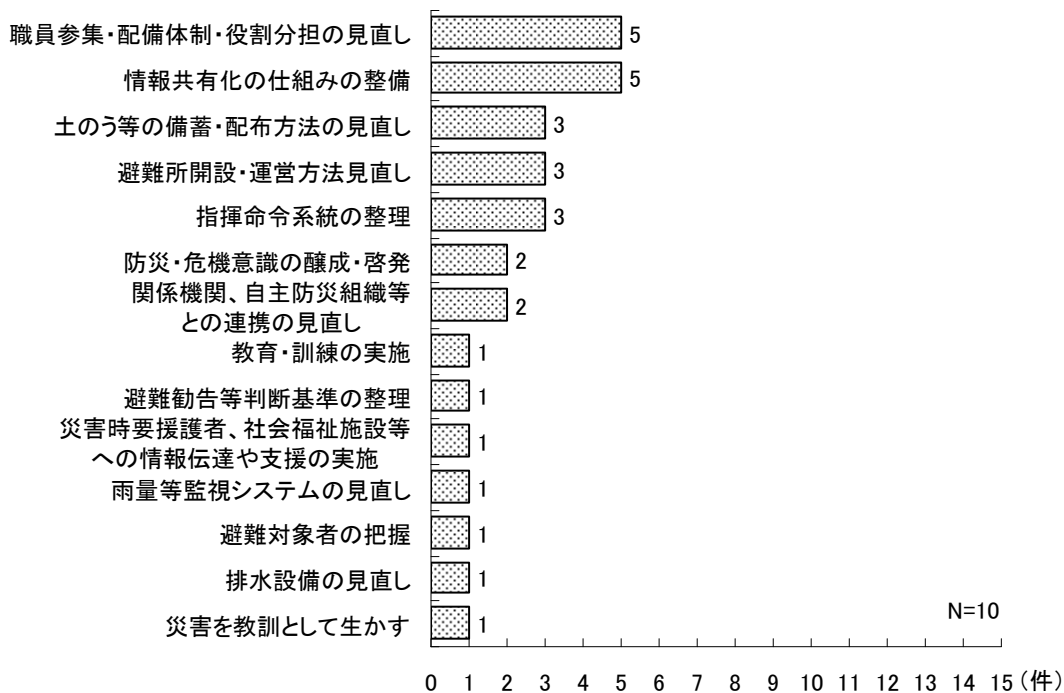
② 事例別



台風第9号



台風第18号



③ 記述内容

No	中国・九州北部豪雨
1	<ul style="list-style-type: none"> 各地区から防災担当部署への報告をNTTファックスによって行っているが、災害発生時には回線が混み合って時間がかかるケースがある。通常のFAX回線が混み合う場合（通信の途絶までにいたらない場合でも）、衛星回線FAXやメールによる送付等他の通信手段も組み合わせるほうが効率がよい。 中小河川による内水浸水については急速に起こるケースが多く、土のう等による浸水への応急措置が間に合わないケースが多々あるので、水防団等で出水期前から事前準備を進める必要がある。
2	<ul style="list-style-type: none"> 避難基準を明確にする。

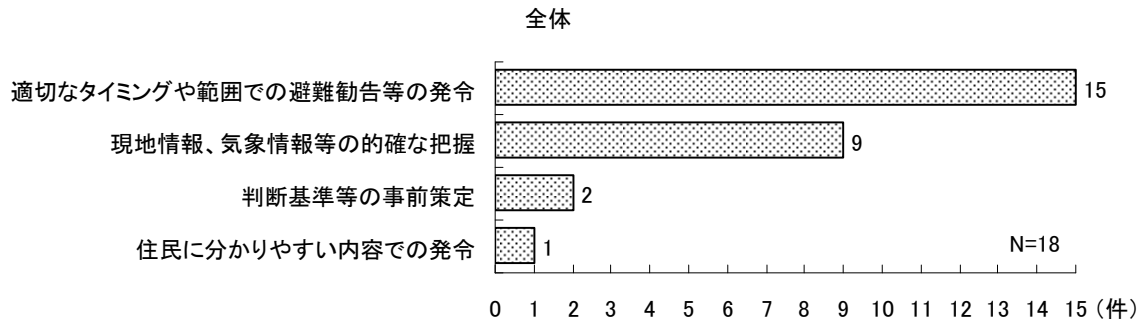
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、避難判断マニュアルの年度内作成と、総合防災ハザードマップの出水期前までの各戸配布などを行い、最適なタイミング及び適切な範囲での発令ができるよう改善していこうと考えています。 ・ 災害対策本部の総括を行い、職員参集及び配備体制について再確認を行ったとともに、地域防災計画についてもより迅速かつ適切に対応できるように見直す予定です。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、当町では、避難が必要なほどの災害が発生したことがなかった。今回の経験を活かし、臨機応変に自主避難の呼びかけを行うなど、住民の安全を守っていききたい。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における情報の一元化、共有化体制の構築が課題。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ FMの緊急割り込み放送をおこなう。 ・ 広報車ででの広報が不十分であったため、広報車の確保や他の方法との併用を図る。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況を把握し、早い段階での避難勧告等の発令。 ・ 関係機関、自治会、自主防災組織等との情報共有。
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早めの自主避難の呼びかけと避難勧告。 ・ 気象情報、現場確認等の伝達方法。 ・ 災害形態に応じた避難所の開設。 ・ 災害に対する危機管理。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯用無線機の更新(通信状況の改善、音声の明瞭化、防水機能)。 ・ 防災倉庫の設置、資機材の充実。 ・ 災害対策本部へのスムーズな移行(警戒本部から災害対策本部へ移行したが、安全安心課のスペースでそのまま移行したため、人員の参集場所、打合せ場所の不足などが生じた。コピー、電話、OA機器等の移動も含め、本部がどうあるべきか検討中)。 ・ 配備職員の見直し(専門的な役割を与える。例えば、気象専門や井堰倒伏専門など)。 ・ 職員研修の実施。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の災害対策能力の向上を図る為、係長以上の図上訓練を3ケ年に渡り実施する。又訓練を通じ、部においてマニュアル作成に当たるよう指示を行った。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ この指摘をうけて、既に情報伝達訓練を実施したところであるが、人事異動等による職員の災害対応能力が低下しないよう、毎年梅雨期までに同様の訓練を実施することとしている。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害初期時点では、命令系統が明確でない場合があったため、命令系統を早い段階で統一した方がよい。 ・ 巡回職員の組み合わせでは、土木職員を1名配置した方が、対処方法を判断しやすくなる。 ・ 災害時期前に担当する職員に訓練や研修を行い、災害時にとるべき行動を周知する必要がある。
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制の再確認。組織内において、迅速かつ的確に対応するためには、指揮命令系統や役割分担について、平時から確認して災害に備える必要があるため、訓練や職員研修を実施することとする。 ・ 被害調査と応急措置の体制整備。災害応急措置については、技師の判断に委ねるものが多く、効率的な応急措置が出来る体制を検討する必要がある。 ・ 組織内の情報共有・市民への情報提供。災害の発生初期段階において活動の根幹をなすのは、情報の収集、一元化、分析・共有することであり、さらには市民へ正確な情報を迅速に提供することが必要となる。
14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員参集については、早めの対応が必要である。
15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動活動も含めて研修、訓練を強化する必要がある。
16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会や自主防災組織との連携による被害状況等の把握や、要援護者の支援などの防災活動を実施する。 ・ 各部、各班の職員配備体制、事務分掌の見直しが必要。

17	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の伝達・整理等の統一。 土のう、通行規制看板等の資材の備蓄強化。
18	<ul style="list-style-type: none"> 全体を通して、もっと基準を明確に対応策を検討していきたい。
19	<ul style="list-style-type: none"> 災害に対する職員の動き、対応がスムーズにできなかったため、改善しよう。
20	<ul style="list-style-type: none"> 災対本部がすべての情報を取得できなかった。情報の一元化に徹したいと考えている。
21	<ul style="list-style-type: none"> 今後、自助、共助を推進していきたい。
22	<ul style="list-style-type: none"> 人員を早めに確保し、浸水が予想される箇所等事前に人を配置して対応した方が良い。
23	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民避難行動マニュアルを作成した。町内行政区ごとに自主防災組織の設立の推進と住民への伝達方法の検討。
24	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの訓練が必要である。
25	<ul style="list-style-type: none"> この反省を踏まえ災害対応の体制を改善していく。
26	<ul style="list-style-type: none"> 各地区への情報伝達内容について検討したい。
27	<ul style="list-style-type: none"> 避難所を開設したが、避難所の周辺が冠水したため避難所開設にあたる職員が避難所まで行くことができなかったため今後の対応策を考える必要がある。 避難所の開設にあたる部署の職員が避難所の開設と運営に関してよく把握できていなかったためマニュアルの作成が必要である。
28	<ul style="list-style-type: none"> 組織の役割分担がスムーズに行かなかったため、役割の再徹底と責任の分担。 記録写真班を決め、各被害状況を記録するようにしたい
29	<ul style="list-style-type: none"> 勧告発令時に、町内全域で行事が開催されていたため、勧告対象となった自治会の役員に連絡ができない事態が発生した。このことから、自治会の連絡網の整備の必要性を感じたため、今後、改善する必要がある。 勧告の対象が約30戸程度であったため、職員、消防団で個別に訪問し、避難を促したが、大規模な避難を行う場合には、伝達する手段がなく、マスコミに頼らずを得ない。行政から発する情報のため、防災無線を整備する必要がある。
30	<ul style="list-style-type: none"> マスコミへの対応に追われたことに対し、体制の見直しを痛感した。 合併し、分庁方式となり対応する部署との連携がうまくいかなかったことをふまえ、体制の見直しを図った。 警察、消防との情報の共有化が重要であることが改めて確認され、その連携を図るよう体制を見直した。
31	<ul style="list-style-type: none"> 今後は対象区域への連絡及び避難所の開設が迅速にできるよう、情報の共有、連絡体制を確立させておく必要がある。
No	台風第9号
1	<ul style="list-style-type: none"> 初期対応で若干の課題もあり、職員行動マニュアルを明確化し周知・徹底していきたい。
2	<ul style="list-style-type: none"> 避難準備情報の伝達時期、早期の伝達が必要。 災害時要援護者(登録者等)、福祉関連施設への情報伝達。 地元、消防団への情報伝達・各防災関係機関への情報伝達。 防災資機材、備蓄物資の見直し。
3	<ul style="list-style-type: none"> 職員の参集についてメールによる通知に併せて、各所属の連絡網による通知も徹底した。
4	<ul style="list-style-type: none"> 町内で雨が小康状態となっているにもかかわらず水位が上昇し災害が発生したこともあり流域の雨量、水位監視が重要であると感じた。
5	<ul style="list-style-type: none"> 降雨の状況の把握と早めの判断、住民の自主的避難の推進、住民への情報提供を早く多く出していきたい。
6	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断マニュアルの整備。 専門家のアドバイス等多角的な判断基準の必要性。

7	<ul style="list-style-type: none"> 深夜・早朝に起きるまたは起こりそうな災害に対しての体制を整備する必要がある。
8	<ul style="list-style-type: none"> 対策にはひとつ早目に手を打つこと。 役割分担をはっきりとすること。
No	台風第18号
1	<ul style="list-style-type: none"> 患者は経験して学ぶと言うが、幸いにも軽微な損害で済んでいるうちに、最悪の事態を避けられるよう危機意識を醸成したい。
2	<ul style="list-style-type: none"> 孤立する危険性の高い地区への雨量計の設置と観測データを活用できるシステムの構築。 被害情報の収集と、職員配備連絡網の見直し、再確認。 避難所開設・運営についての体制の確認。
3	<ul style="list-style-type: none"> 今後は、今回の件を教訓として災害対応に努めることとしたい。
4	<ul style="list-style-type: none"> 図上訓練等の実施。
5	<ul style="list-style-type: none"> 大雨時の深夜出勤は、事故等の危険があることから、新たな気象情報を活用することにより、注意報段階での職員招集を検討する。 現場対応の職員だけではなく、庁内で情報の受付、整理する職員を増員する。また、電話受付の統一様式を準備する。 パソコンの共有フォルダなどを活用して、各課で受付、入力した内容がリアルタイムで確認できる方法を検討する。また、被災状況の写真があれば、各課でパソコン掲示板に掲載し、全庁で確認できるようにする。 対応策(案)、自主避難した住民の状況を確認し、自分で食事を準備できない人には、弁当などを配布する。 事前に作業手順などを指示するリーダーを決めておく。 土のうを配布する場所について、行政区長などを通じ知らせておくことにより、事前に、必要な人が自分で取りに来れるようにする。また、災害時の協定にもとづき、建設業組合に土のう搬送を依頼する。 今年度から不明水調査を行っているが、これと並行して不明水の止水工事を進めていきたい。また、一般家庭からの下水道管への誤接続もかなりあると考えられるので、調査を行っていきたい。 〇〇センターにおいても連絡対応者を配置する。 現場と連絡員を増員する。 建設業組合などに依頼する。 消防署に土のう200袋を配備する。
6	<ul style="list-style-type: none"> 情報の共有化をより一層徹底していきたい。
7	<ul style="list-style-type: none"> 市役所内部の情報伝達体制の見直し。 停電時における対応について(電力会社との連絡体制)見直し。 避難所における対応について見直し。 自主防災会との連絡体制の見直し。 現地調査方法の見直し。
8	<ul style="list-style-type: none"> 台風は甚大な被害をもたらす可能性を常に有しているため、本市の組織体制が全体として機能できるよう平常時から職員に対し、任務の確認や防災意識の啓発に努める必要がある。
9	<ul style="list-style-type: none"> 次回も正確な状況把握と、早期判断を心がける。
10	<ul style="list-style-type: none"> 災害が複数となった場合の、情報の整理、指示系統の整理が重要であると実感した。 避難指示発令後の、避難対象者の名簿づくり等重要であると実感した。 避難所生活を行う上で、避難者のケアが最優先課題であると実感した。

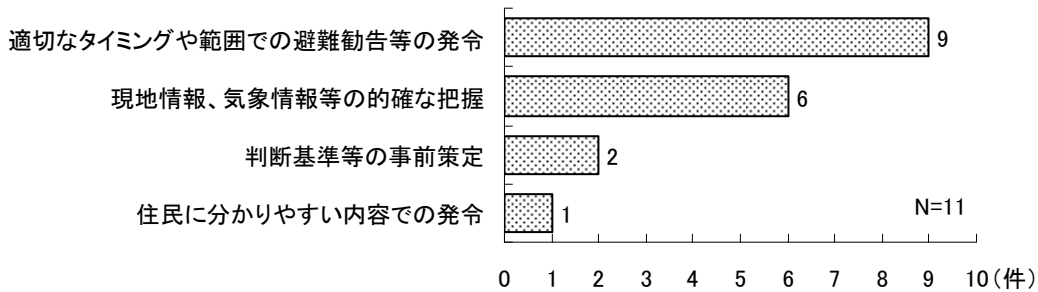
4. 避難勧告等発令の判断に当たり、「非常によかった／うまくいった」と思われた点（複数回答）

① 全体

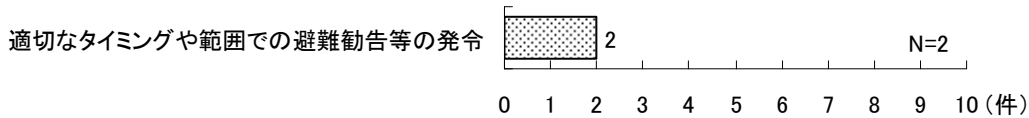


② 事例別

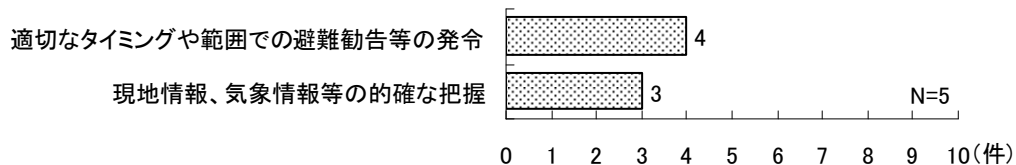
中国・九州北部豪雨



台風第9号



台風第18号



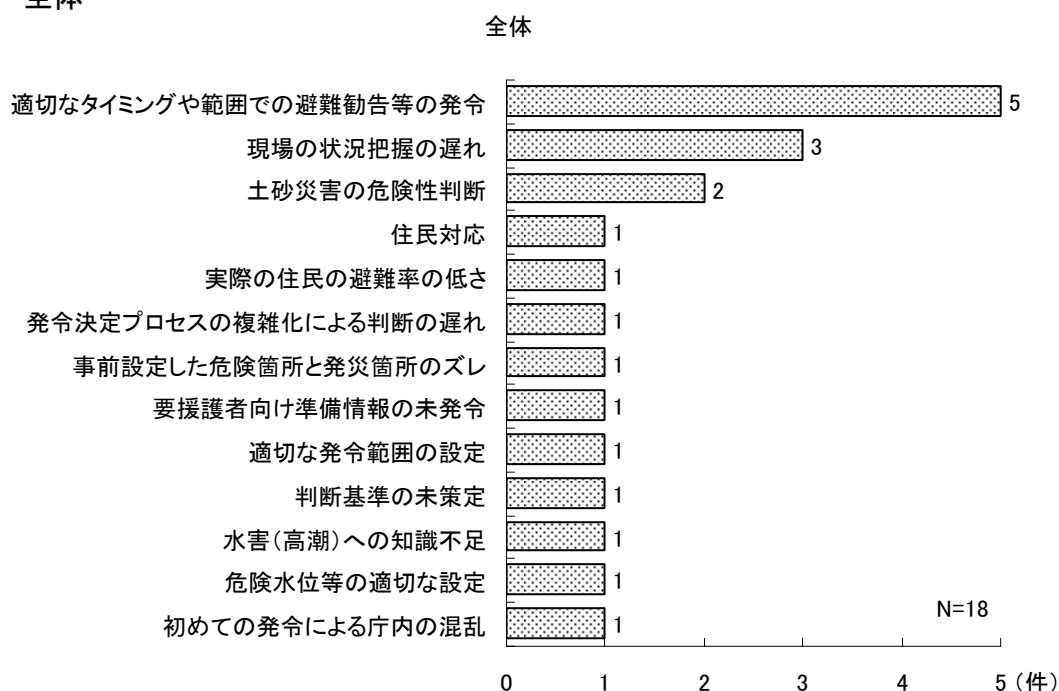
③ 記述内容

No	中国・九州北部豪雨
1	・ 迅速な対応により、被害を最小限に抑えることができた。
2	・ 今回の避難勧告及び避難指示については、河川の水位が上昇し、破堤及び越水の可能性がある と判断し発令しました。その際には、河川の水位情報・気象情報等の画面上で把握できる情報と、 現地の職員及び消防団員から得た目視情報を総合的に判断しています。結果的には、破堤及び 越水には達せず、人的被害は有りませんでした。
3	・ 気象情報を総合的に判断し、迅速な避難勧告等を発令できた。
4	・ 現場巡視からの報告により、スムーズに避難勧告ができた。
5	・ 勧告を行った地域での被害はなかったが、早めの勧告を行なった事は非常によかった。

6	・ 発令はうまくいったと思う。区域を広く、住民の方にわかりやすく、発令できた。
7	・ 降水量の推移や河川の水位情報等判断に必要な情報の収集がうまくいき、洪水ハザードマップを参考に対象範囲等の決定がスムーズに行えた。
8	・ 発令の時期及び地区等について適切であったと考える。
9	・ 現場からの情報を受け対策本部において迅速に発令の決定ができた。
10	・ 河川のはん濫については、予想される現場で職員に監視してもらっていたので、判断するタイミングは、よかったと思う
11	・ 判断基準を策定していたため、今搬の災害対応に活かされた。
No	台風第9号
1	・ 初動体制の中、災害対策本部を立ち上げる前段階で、事前体制の中で発令判断したが、被災者の中に負傷者もなく早期対応できた。
2	・ 早めの判断でよかったと思う。
No	台風第18号
1	・ 地域防災計画(風水害等災害対策編)を現在改訂中であり、避難勧告等発令基準も定めていなかったため、台風18号時には現在の降雨状況及び今後の降雨予測等により土砂災害の危険地域に避難勧告等を行った。
2	・ 現地の情報を的確に捉えたので、判断は早期にできた。
3	・ 高潮警報発表前に、高潮警戒による避難勧告を対象地区に対し発令したことで、住民の方の避難行動につながった。
4	・ 今回の台風18号においては、避難準備情報を早い段階から発表し、早めの避難を呼びかけていたため、風雨が強くなる約1時間前に判断できた。
5	・ 河川の水位の状況を、事前に現場にて目視していたため、避難判断水位を超えた情報が入ってすぐに、対応がとれたこと。

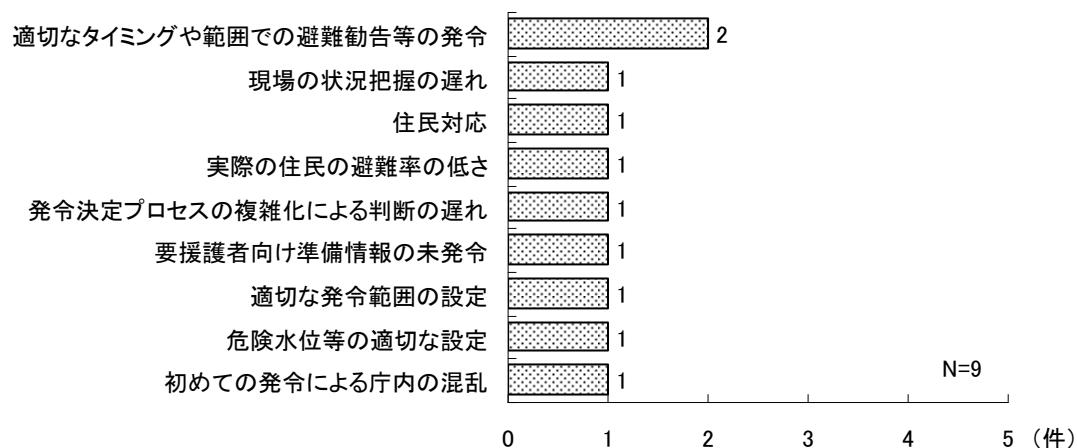
5. 避難勧告等発令の判断に当たり、「うまくいかなかった」と思われた点（複数回答）

① 全体

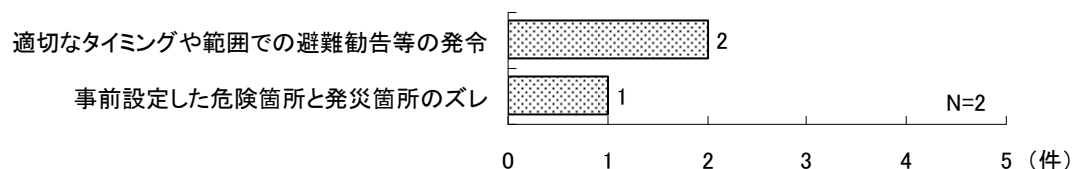


② 事例別

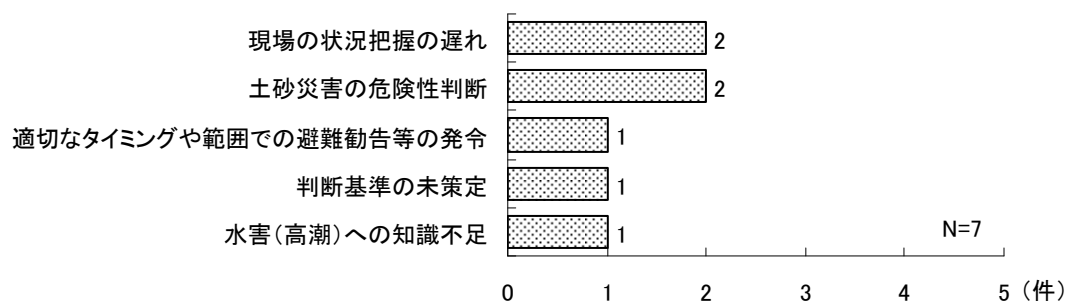
中国・九州北部豪雨



台風第9号



台風第18号



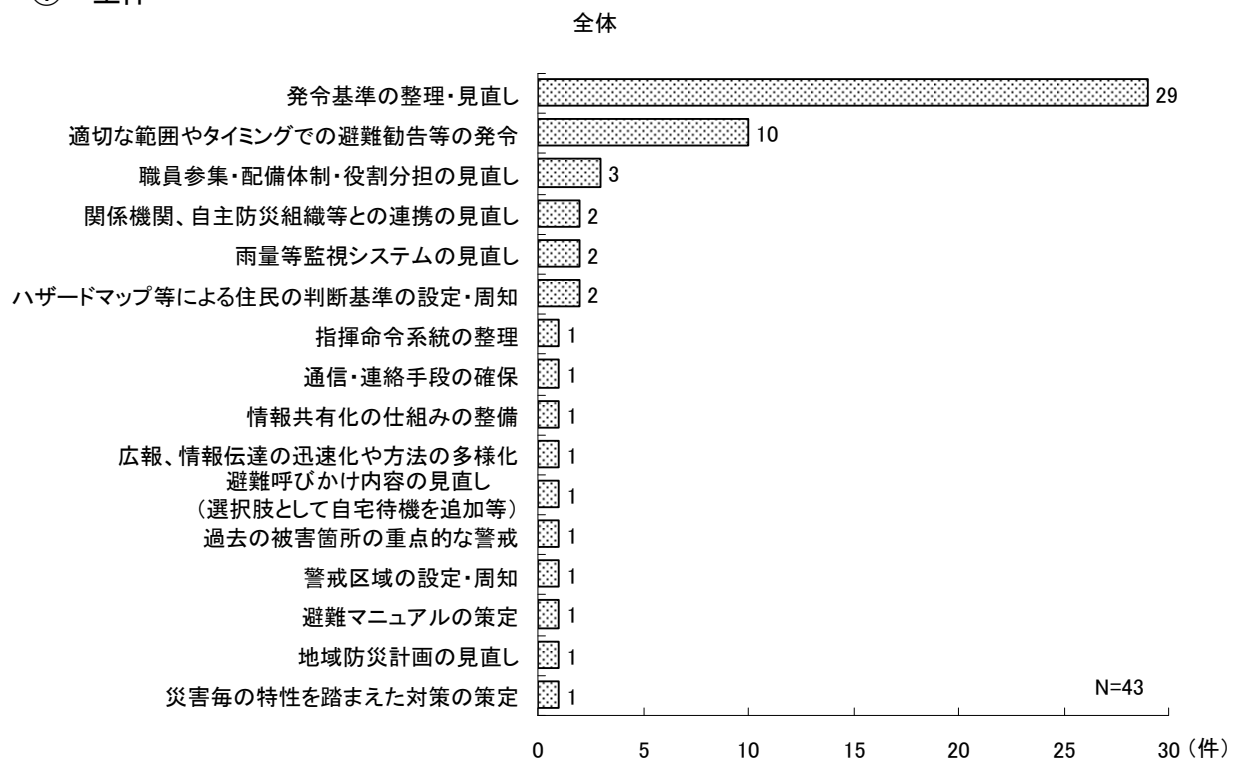
③ 記述内容

No	中国・九州北部豪雨
1	・ 今回の発令が広範囲に及んだため、浸水想定区域外の住民より混乱したとの苦情もあり、より具体的な範囲を示した発令が必要だと考えています。
2	・ 町として、初めて避難勧告を出すこととなり、混乱が生じた。
3	・ 住民からの通報に忙殺され、水位情報や土砂災害警戒情報等の監視がおろそかになった。
4	・ 避難勧告の発令は市長が行うものとなっており、発令までに本部員の招集－会議の開催－発令決定となるため、あまりにも対応に時間がかかりすぎてしまう。
5	・ 発令の時期が土砂災害発生後となった。
6	・ 極地的豪雨(短時間)であった為、対応に遅れが目立った。
7	・ 避難準備情報を出さずに勧告を発令した。要援護者の避難のため、準備情報を出すべきであった。

8	・ (河川のはん濫について)河川の水位情報(はん濫危険水位等)とかい離があり、水位情報の改善が必要と思われる。
9	・ 避難勧告発令後すぐに雨も小康状態となったため、実際に避難所に避難した人はゼロであった。
No	台風第9号
1	・ 避難準備情報、避難勧告の判断に時間的な余裕がなかった
2	・ 今回発災した箇所は危険箇所ではない所であったので、勧告発令が発災後になった。
No	台風第18号
1	・ 現場の状況把握が遅れた
2	・ 発令判断基準を設けていたにもかかわらず、その状況を認知できないケース。(警戒監視の隙を抜けた。)が発生した。
3	・ 地域防災計画(風水害等災害対策編)を現在改訂中であり、避難勧告等発令基準も定めていなかったため、台風18号時には現在の降雨状況及び今後の降雨予測等により土砂災害の危険地域に避難勧告等を行った。
4	・ 土砂災害の避難勧告の判断基準に、斜面の亀裂、斜面のはらみ等、切迫性の比較的低い前兆現象を位置づけているが、これを把握するのは現実には困難であり、「小規模ながけ崩れの発生」により発令を判断することとなる。
5	・ 県土砂災害警戒情報を元に勧告を行なったが、現場の実際の様子と違うように見られとまどった。
6	・ 高潮に関する知識不足。
7	・ 河川水位が数値基準に達したことで避難勧告等を発令したがすでにピークを過ぎていたため、実際には不必要な勧告となってしまった。

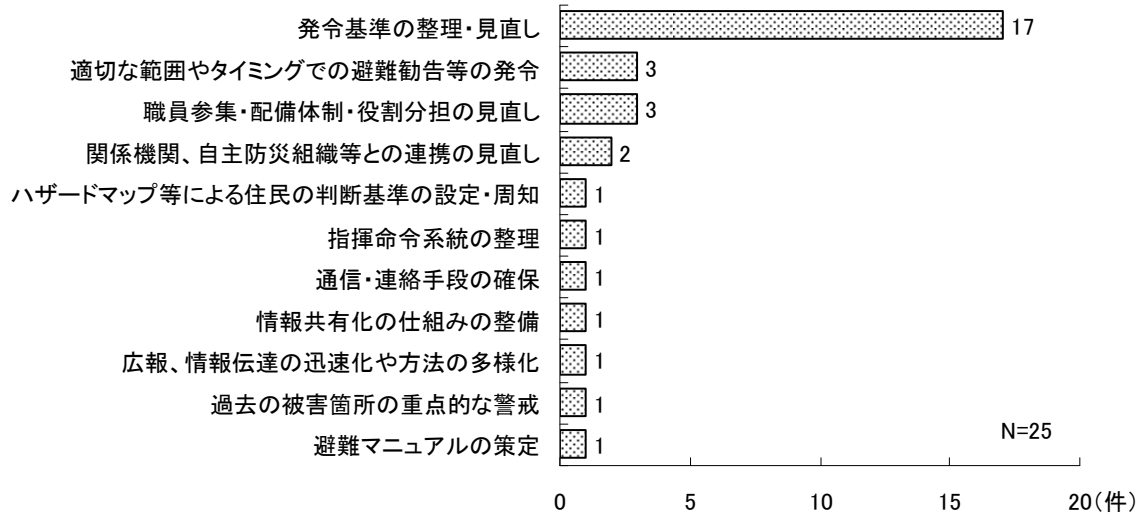
6. 避難勧告等発令の判断に当たり、「次回はこうしよう／改善しよう」と思われた点（複数回答）

① 全体

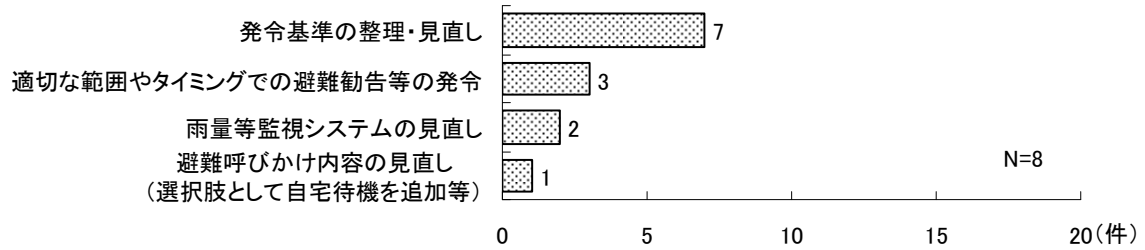


② 事例別

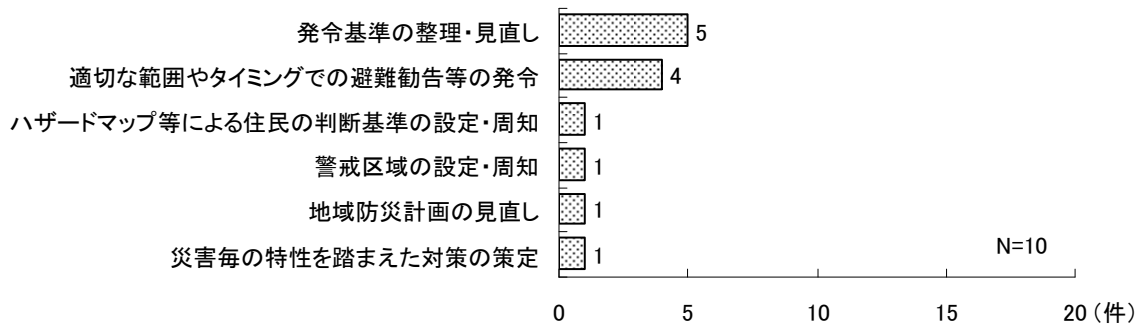
中国・九州北部豪雨



台風第9号



台風第18号



③ 記述内容

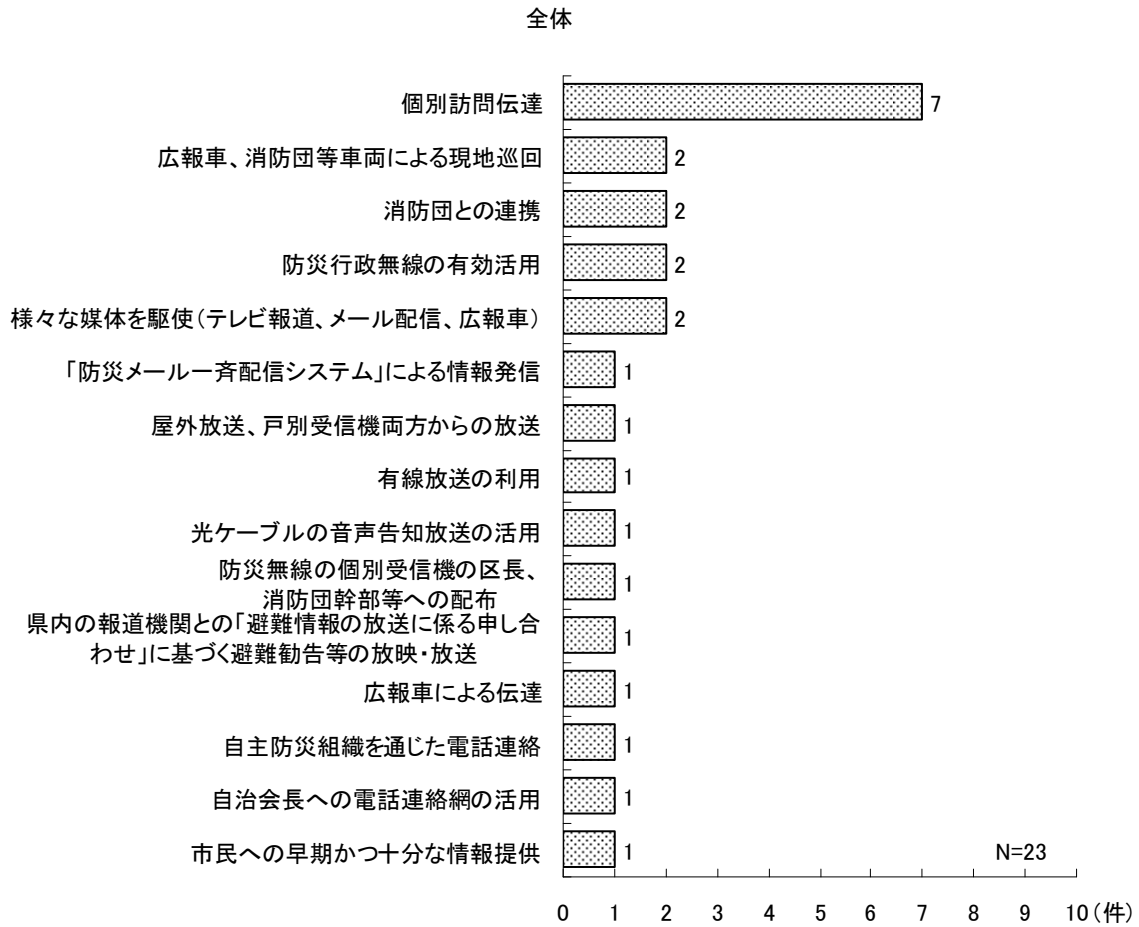
No	中国・九州北部豪雨
1	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部が立ち上がっていない局面で避難勧告を行う必要が出てきた場合、勧告の発令権を持つ市長との連絡がつかない可能性がある。市長との緊急連絡手段の確保に努めるとともに、万が一連絡がつかない場合の対処方法も考えておく必要がある。
2	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等発令に関する基準の見直しが必要。(具体的な数値化)
3	<ul style="list-style-type: none"> 避難基準を明確にする。
4	<ul style="list-style-type: none"> 現在作成中の「総合防災ハザードマップ」を出水期までに各戸に配布し、住民に浸水想定区域等のハザードについて周知を図ります。それとともに、避難判断マニュアルを年度内に作成し、避難勧告等の発令基準を明確化したいと考えています。
5	<ul style="list-style-type: none"> 短時間に大量の災害・気象情報が集まってくるため、情報の整理とそれに伴う迅速な判断をおこなうために、情報整理員を早い段階から招集し活用する。
6	<ul style="list-style-type: none"> 状況を把握し、早い段階での避難勧告等の発令・関係機関、自治会、自主防災組織等との情報共

	有。
7	・ 発令に係る意思決定のスピード。
8	・ 水位観測所のある川については、判断基準にしたい。 ・ 土石災害警戒情報及び、前兆現象を判断基準にしたい。 ・ 気象降雨量及び、今後の予想降雨量。
9	・ 避難勧告等発令のための判断基準について、更なる客観的、数値的な基準を設ける必要がある。
10	・ 市内の状況がわかる地図を予め準備しておく必要がある。市役所の出先機関(総合支所、地域交流センター等)と共通の地図及び、地図を利用した報告様式の統一が必要。
11	・ 明確な判断基準を作る。
12	・ 当市は、平地でガケ崩箇所も少なく広範囲にわたることもないので、過去の被害箇所の警戒が重要と考えている。今後も過去の箇所を重点的に警戒していきたい。
13	・ 避難勧告基準等の改定を含めて、河川所管部局と現在調整中である。
14	・ 避難情報発令基準の明確化。避難情報を発令する際に、適切なタイミングを逸することがないように、発令に当たっての客観的な基準を策定する。 ・ 避難情報発令区域の明確化。今回の被害箇所データ、土砂災害危険箇所及び河川の浸水想定区域に基づく避難情報発令区域を明確化する。 ・ 避難情報発令区域について、「〇〇懇談会」や自主防災組織の研修会など、様々な機会をとらえ、災害時に危険な箇所の周知やその避難行動について説明を行う。
15	・ 土砂災害発生の予知は困難な面はあるが、災害発生及び発令区域を十分に想定しておく必要がある。
16	・ 避難勧告等発令に関する具体的な判断基準を明確化する。
17	・ 町各地に被害が及ぶ可能性を鑑み、全町域に避難勧告を行ったが、住民が困惑したので改善しよう。
18	・ 発令基準を策定し、早めの避難及び、職員、消防団の現地派遣を円滑にしたい。
19	・ タイミング(発令)の基準の再検討が必要と思う。
20	・ 数値基準を設けるか否かを検討する必要がある。
21	・ 今後できるだけ早く勧告の判断基準を作定しなければならない。
22	・ 発令時に災害状況等の情報提供を求める市民の要望もあり、今後、検討が必要。
23	・ 避難勧告等の発令基準を詳細に検討。
24	・ (避難勧告を)発令するタイミングを検討する必要がある。
25	・ 小さな市町においては、組織の見直しを図り今後さまざまな災害に対応できるよう危機管理部門の設置が必要と思われる。
No	台風第9号
1	・ 刻々と変化する土砂災害危険度レベルの変移に対応した避難勧告等の発令は今後の課題である。 ・ 勧告等の解除のタイミングについて検討を要する。
2	・ 予測される被害を早期に察知し、早い段階から被害想定に基き、対象地区等への情報伝達、連絡することが必要である。
3	・ 具体的な判断基準を設定し、早めに発令する。
4	・ 本市より上流域の気象や降雨、水位情報も注意することとした。浸水の可能性のある地区を特別監視地区として設定し、水位や浸水状況を観測し、発令のタイミングに活かすこととした。 ・ 特別監視地区の発令基準に、水位予測情報を取り入れた。
5	・ 上流の雨量や水位等の情報をいかに分析し、発令の判断に活用するか検討が必要である。
6	・ 空振りをおそれず早目の発令と、水害の場合は夜間や増水の危険がある場合などは在宅を呼び

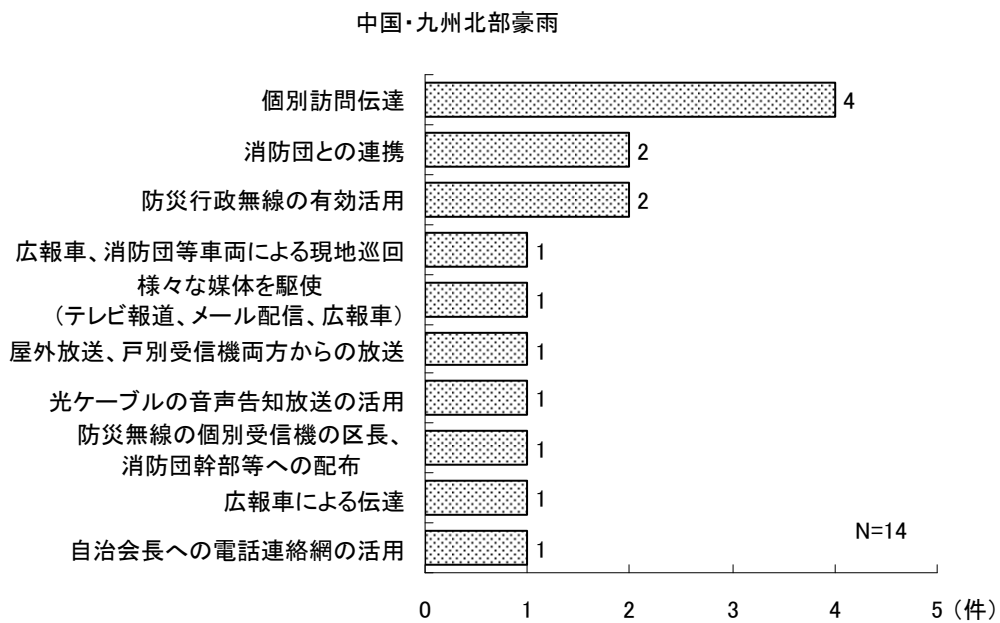
	かけることも大切ではないか。
7	・ 今後発令基準の見直しを検討する必要がある。
8	・ 改善点・発令基準の明確化
No	台風第18号
1	・ 短時間強雨による、避難勧告等の発令のタイミング。 ・ 夜間になった場合の避難について。
2	・ 判断が遅れないようにすること。
3	・ 特に、土砂災害については、微候から被害発生までの時間が短いという特質をふまえた対策が必要である。
4	・ 小河川のはん濫に伴う住民への避難勧告は従来過去の経験則に基づいて行われており、明確でなかったことから、発令基準を定めることとした。
5	・ 今後については、地域防災計画と併せて避難勧告等発令基準を定め災害に備えることとしたい。
6	・ 避難勧告発令決定までに要する時間の短縮のために、避難勧告の発令に係る検討方法を改善していきたい。
7	・ 避難勧告等発令基準を事前に決定しておく必要がある ・ 台風等の予測される災害に関しては、安全に避難できる段階での発令が必要
8	・ 水位上昇に伴い避難勧告を発令したが、予想以上の速さで避難判断基準を超える水位となったため今後の対策が必要となった。
9	・ 住民が周囲の状況を把握し、避難の判断が出来る様な取り組みが必要。
10	・ 本来は、土砂災害(特別)警戒区域の指定に基づき、避難すべき地域をあらかじめ決定し、周知しておくことが望ましい。(現時点で、本市において、警戒区域の指定箇所がない。)

7. 避難勧告等の伝達に当たり、「非常によかった／うまくいった」と思われた点（複数回答）

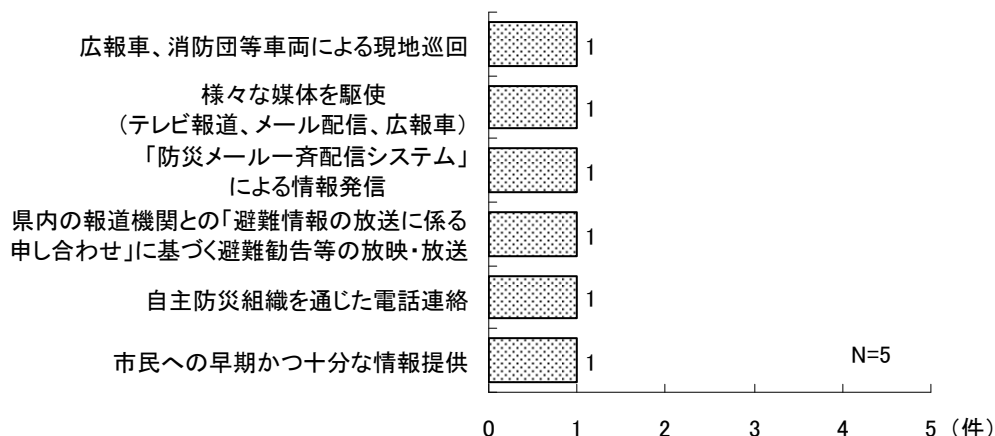
① 全体



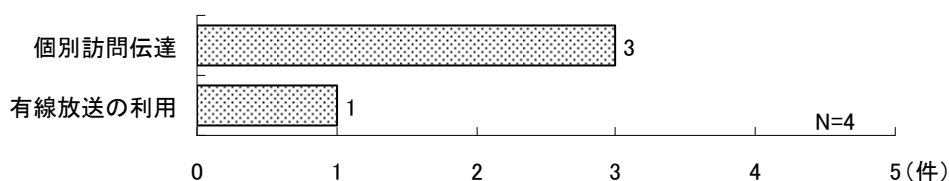
② 事例別



台風第9号



台風第18号



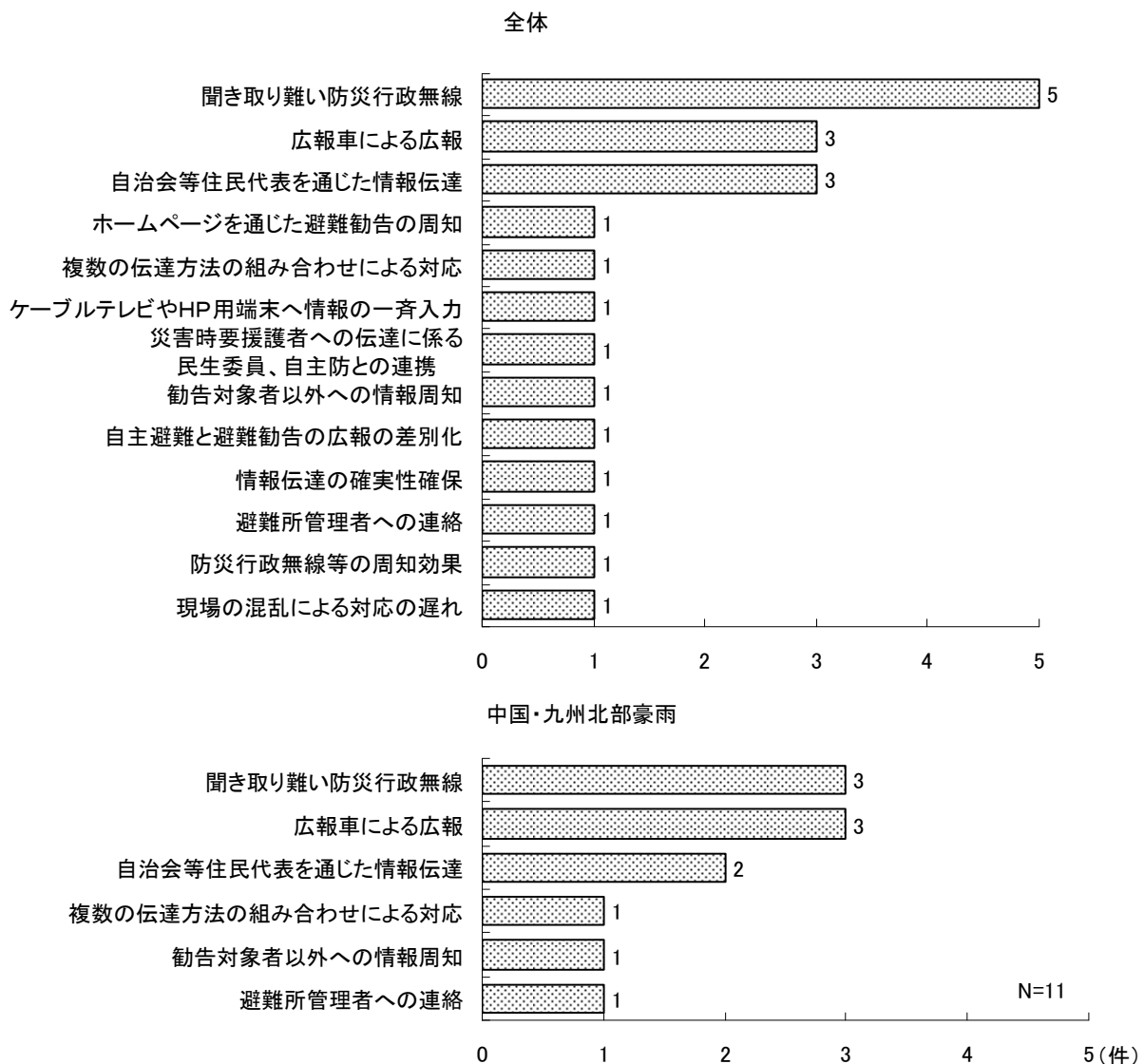
③ 記述内容

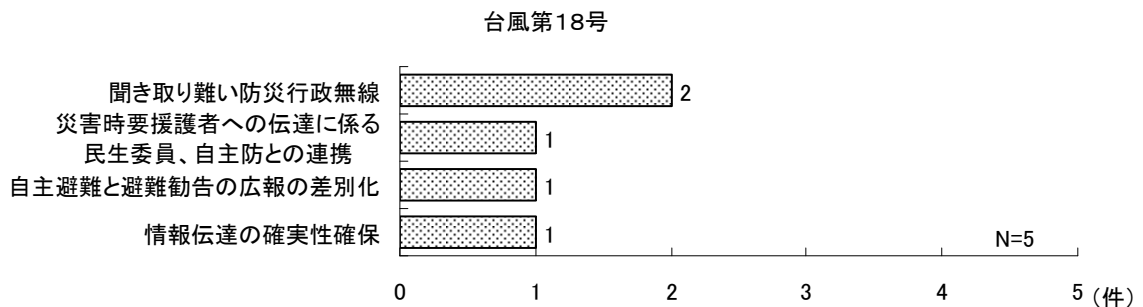
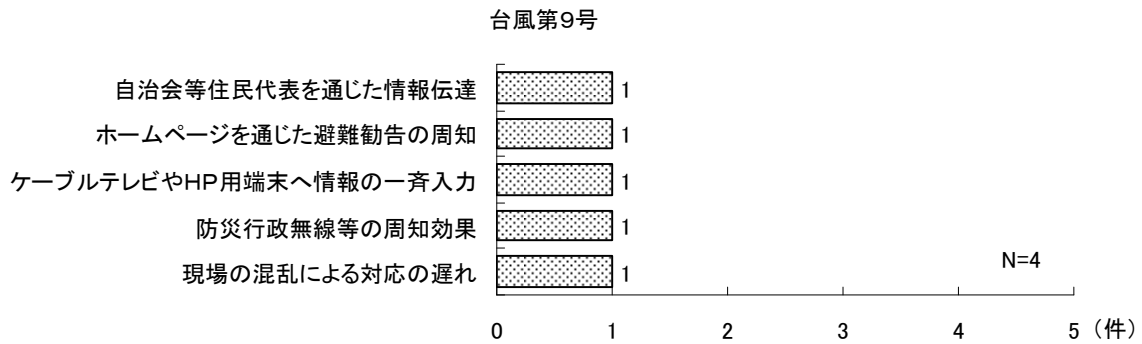
No	中国・九州北部豪雨
1	対象世帯が極めて限定されていたので、最初から個別訪問するなど、決め細やかな対応をすることができた。
2	市内全域に整備した防災行政無線を有効に活用し、迅速かつ広く災害情報を住民に伝達することができた。
3	光ケーブルを使用した音声告知放送個別受信端末を各戸に配置しており、避難勧告等を対象地域へ迅速に伝達できた。
4	避難勧告の発令地域は、ごく限られた地域であり、戸別訪問により対応した。
5	広報車による伝達や、自治会長への電話による連絡網の活用が効果的であると思われる。
6	テレビ報道やメール配信、広報車による広報活動など様々な媒体を通して、伝達をおこなった。
7	現場巡視班や消防団から、スムーズに避難勧告ができた。
8	市職員と消防団の連携が上手くいった。行動をともに行い、留守の世帯は市の職員が連絡先を調査し伝達する等の対応が迅速に行えた。
9	勧告の対象となる範囲が狭かったため、戸別に訪問することができたため、対象者全員に周知することができた。
10	住民への伝達にあたり地元消防団の協力によりスムーズに行うことができた。
11	6月に防災行政無線の整備が終わっていたため、一斉伝達がうまく実施できた。
12	防災無線の(個別受信機)を自主防災会長、区長、民生委員、消防団幹部へ配布。
13	勧告の対象が約30戸程度であったため、職員、消防団で個別に訪問し、避難を促した。
14	オフトーク通信を中心に広報を行なった。屋外放送と戸別受信機両方からの放送で、町民への周知は図られたと思う。
No	台風第9号
1	「防災メール一斉配信システム」を導入してすぐの災害であった。防災行政無線のみでの前回に比べ、多くの市民により正確な情報を随時配信できた。

2	・ 勧告等の発令までに、早い時期から気象情報等をこまめに市民等に伝えることとした。
3	・ 自主防災組織(自治会)を利用して電話連絡で周知は図れた。
4	・ あらゆる方法で行ったと思っている。
5	・ 防災無線の補助手段として、市広報車、消防団等車両による現地巡回。 ・ 県内の報道機関(NHKテレビ、地元テレビ、FMラジオ)との「避難情報の放送に係る申し合わせ」による避難勧告等の放映及び放送は有効。
No	台風第18号
1	・ 避難対象地区を狭くして対応しようとした地域については、防災行政無線よりも、職員、消防団員による個別伝達が効果的。
2	・ 有線放送を整備している。今回の避難勧告等の発令時にも有線放送を利用しており、避難勧告等の地区の方々に迅速に伝達することができた。
3	・ 職員が全戸訪問し、伝達。日中のため子どもだけの世帯もあり、避難を行うことができた。また、台風や、出水の状況を伝達できた。
4	・ 今回は、一部地域の伝達であったため、戸別訪問による伝達が行えた。

8. 避難勧告等の伝達に当たり、「うまくいかなかった」と思われた点（複数回答）

① 全体





③ 記述内容

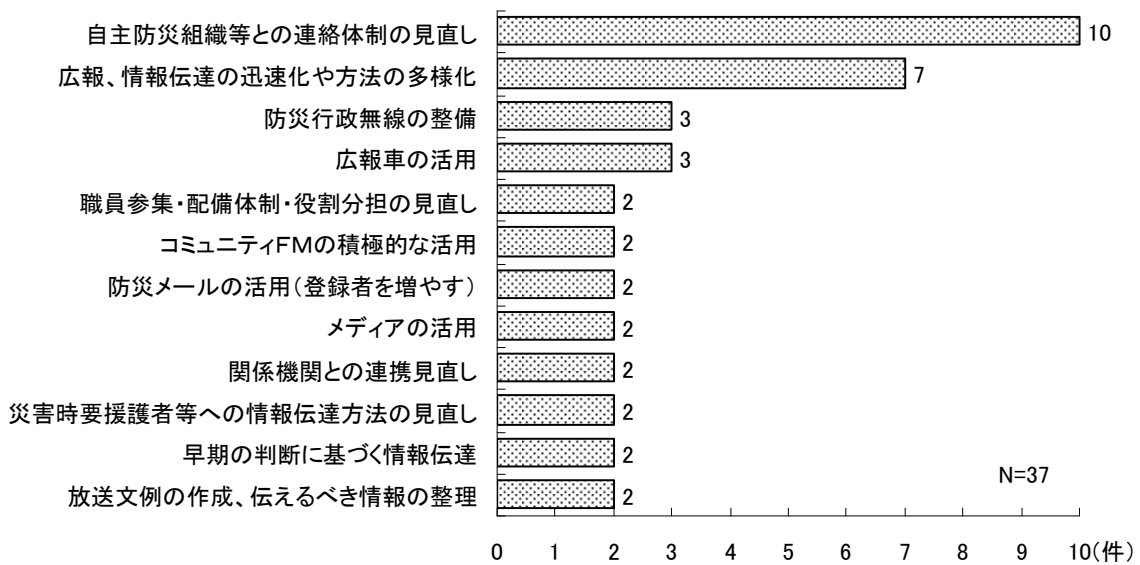
No	中国・九州北部豪雨
1	・ ○○地区においては、有線放送・広報車・電話・FAX等複数の伝達方法を組み合わせたの対応となり、避難勧告等を対象地域全体へ迅速に周知できなかった。
2	・ 広報車ででの広報が不十分であった。
3	・ 自主避難時に、市から避難場所公民館への連絡が遅れた。
4	・ 勧告の対象者以外への周知に対する意識が低かったため、問い合わせが非常に多かった。
5	・ 同報系の整備を行なってはいるが悪天候の時は放送が聞こえにくい状況である。
6	・ 市の広報車による伝達には、現場到達までに時間がかかる。広報内容が伝わりにくい等の課題が残った。
7	・ 広報車による呼びかけが豪雨時には聞き取りづらい。
8	・ 避難勧告が同報系無線だと雨音で聞き取りづらいといったことがあった。
9	・ 防災無線が聞こえない苦情が多々あり、機能しなかった。
10	・ 対象地区の区長に一部連絡が取れない状況があった。
11	・ 勧告発令時(日曜の午前)に、町内全域で行事が開催されていたため、勧告対象となった自治会の役員に連絡ができない事態が発生した。
No	台風第9号
1	・ 避難勧告の伝達は市のホームページで行なったが勧告を行なった地域への周知がうまくいかなかった。
2	・ 防災行政無線等を使って一斉に周知したが、対象世帯であっても実際の避難者はごくわずかであった。
3	・ 直接被害等が考えにくい地区では、自治会の末端で情報が伝っていなかった。昨年整備したケーブルテレビや町のHPで勧告等の情報発信をしたが、入力端末が複数あるため、それぞれの端末を一度に入力することができず、タイムラグ発生し苦情を受けた。
4	・ 今回は混乱し後手に廻り、防災無線による避難勧告放送しかできなかった。
No	台風第18号

1	・ 防災行政無線(同報系)を使用して避難勧告を行なったが豪雨等により、聞きづらかったとの声があがった。
2	・ 避難所を開設し、自主避難を広報したところ、これが避難勧告としての扱いとなった。
3	・ 災害時要援護者に対する伝達方法について(民生委員、自主防との連携)不十分。また、停電時の伝達方法が不十分であった。
4	・ 同報無線については音声聞きとりにくいとの指摘が市民の声としてあがっている。
5	・ 確実な情報伝達は不可能(ハード面)。

9. 避難勧告等の伝達に当たり、「次回はこうしよう／改善しよう」と思われた点（複数回答）

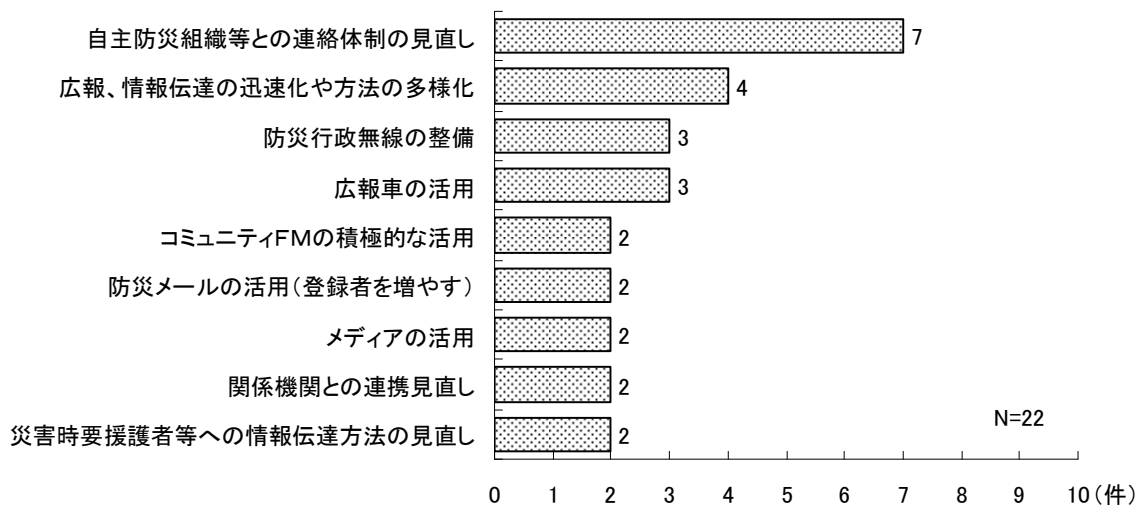
① 全体

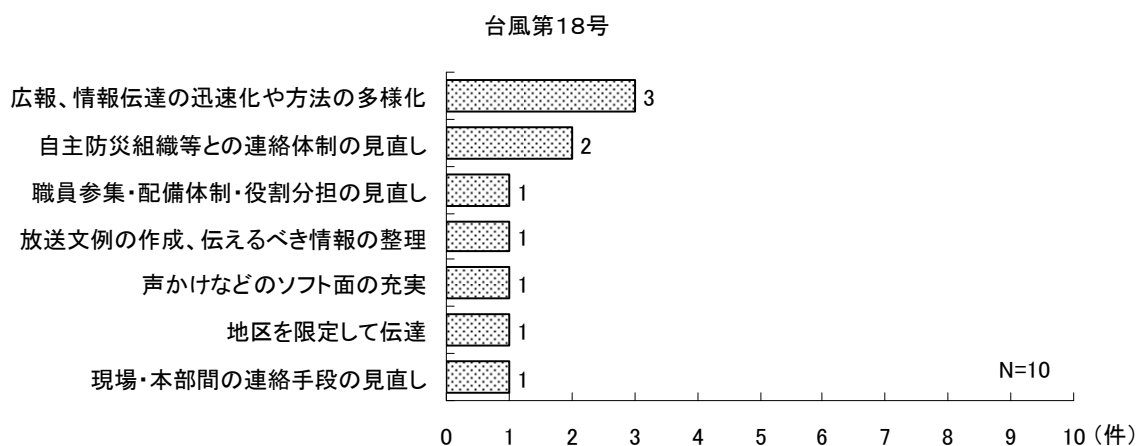
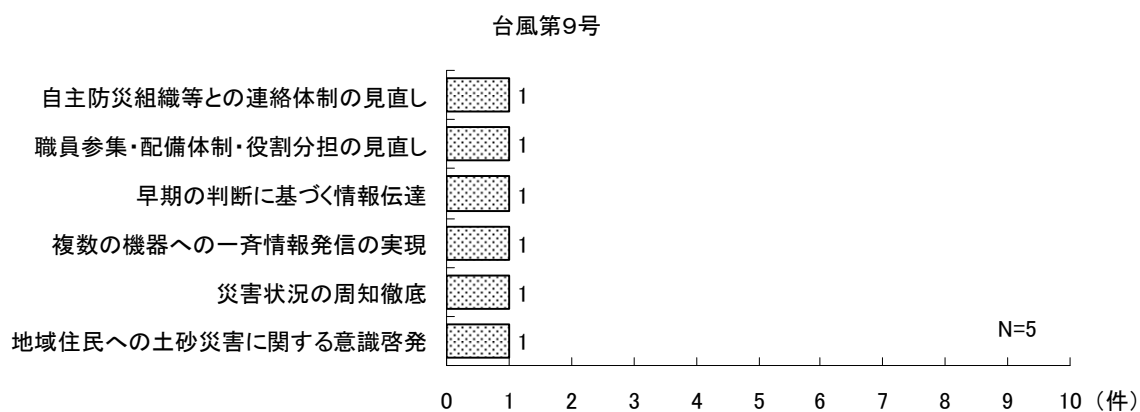
全体（上位12項目）



② 事例別

中国・九州北部豪雨（上位9項目）





③ 記述内容

No	中国・九州北部豪雨
1	<ul style="list-style-type: none"> より広い範囲に勧告を出す場合は、消防団や自主防災組織などと協力し広範囲での伝達手段と避難状況の確認を勧める必要があるため各種訓練を通じて連携をより深めなければならない。
2	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティFMの積極的な活用を図る。危険区域の自治会等に連絡体制の整備を指導する。
3	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域への一斉情報伝達システムの構築を検討していく必要がある。
4	<ul style="list-style-type: none"> より広範囲な地域が対象となった場合の対応について、検討が必要。
5	<ul style="list-style-type: none"> FMの緊急割り込み放送をおこなう。 広報車の確保や他の方法との併用を図る。
6	<ul style="list-style-type: none"> 早い段階での避難勧告等の発令。関係機関、自治会、自主防災組織等との情報共有。
7	<ul style="list-style-type: none"> 想定している伝達手段の有効的な活用と伝達状況の把握。
8	<ul style="list-style-type: none"> 同報系防災行政無線の整備。 広報車両での伝達。 メディアの活用。
9	<ul style="list-style-type: none"> 広報車の充実を図る事。 その他の伝達要領(携帯メール、TV表示、etc)も検討する必要あり。
10	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の慌ただしさの中でも整然とした連絡がとれるようにチェックリストなどの整備。
11	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者関連施設への情報伝達、及び災害時要援護者事業の運用に向けた情報伝達方法について、明文化されたルールがなく、これらの対応について伝達方法の具体化が課題である。
12	<ul style="list-style-type: none"> 市民への迅速な情報伝達体制の確立:サイレン吹鳴、防災行政無線、広報車による広報、ホームページ、メール配信を活用し、有効な情報提供を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> また、緊急時には消防団や警察署と連携し、関係機関の車両による広報応援体制の確立、さらには、メディアの積極的な活用を行う。 放送文例やホームページの掲載例、メール配信の文例を作成しておき、迅速な対応に努め、伝えなければならない情報についても整理しておく。 地域への情報伝達、被害状況の把握、高齢者・障害者等の安否。
13	自治会や自主防災組織等の連絡網を活用する。
14	自治協議会や自主防災組織との連携等による避難勧告等の情報伝達体制の整備を行う。
15	県が運用している「防災メール」のシステムを利用するため、町民の方の登録者をふやしたい。
16	個別受信機を検討したが、費用が多額のため、防災メールの有効活用を行う(登録者を増やすなど…)
17	住民への伝達方法の検討。
18	要援護者施設(発令区域外)への情報伝達が必要。(不安軽減の為)
19	風雨がすごく強ければ、放送が聞こえないため、自主防災組織の育成が必要。
20	地域での防災対応(共助)。
21	自治会の連絡網の整備の必要性を感じたため、今後、改善する必要がある。大規模な避難を行う場合には、伝達する手段がなく、マスコミに頼らざるを得ない。行政から発する情報のため、防災無線を整備する必要がある。
22	広報車等による伝達については限界があることから、市内全域に防災行政無線の早急な整備が必要と考える。(現在整備計画中)
No	台風第9号
1	今後、避難勧告の伝達と共に災害状況の周知を徹底できるように努めたい。
2	防災行政無線が未整備のため、少しでも早く情報伝達を行うことが重要であるため、早期に判断し、連絡網、広報車による伝達等を早い段階から実施する必要がある。
3	自主避難の呼びかけを行うにあたっては、早めの避難所開設など、受け入れ体制の早めの整備が必要。
4	来年度以降は、屋外拡声機(有線)も整備されることから、今後は一度の入力で複数の機器へ情報が発信できるように改修を行う必要がある。
5	<ul style="list-style-type: none"> 前もって、発令地域住民への土砂災害に関する、意識啓発を行う。 自治会長(自主防災会長)との連携強化。
No	台風第18号
1	地区を限定(住民が判断できる)して、伝えること。
2	現場と本部の連絡手段の見直し。
3	伝達側の人数と避難対象箇所数の兼合いが必要である。
4	自主防災組織のネットワークの活用を図る。
5	広報の内容により受け取り方が変わるため、発令の主旨を明確にしたうえで伝達する必要がある。
6	避難勧告の発令と同じタイミングで各自主防災組織等に避難勧告を伝達できるように、伝達方法を改善していきたい。
7	伝達方法は様々あるが、「これ」という決め手となる伝達方法は無く、現在検討を重ねている。
8	報道機関以外の伝達手段を住民にどう普及させていくかが課題である。
9	地域や、近隣での声かけなどソフト面での伝達についても同時に実施していく必要がある。
10	今後、全地域への伝達を行う際は、やはり、戸別訪問とは行かないと思われるため、電話やメール以外の伝達手段の整備が必要となる。

Ⅱ. 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月）」について

1. 「ガイドライン」の構成や内容全般に対する意見

No	記述内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 本町では、ガイドライン等に基づき避難勧告等発令基準を作成中である。
2	<ul style="list-style-type: none"> はん濫流や土石流による家屋の破壊のおそれが高い場合や、浸水深が2階床面を超えると予想されている場合を除いて、悪天候又は内水はん濫が始まっている中を避難し、かえって被害にあう可能性が高まることを踏まえ、指定された避難所に避難するだけでなく、自宅の2階等に留まり、安全を確保することを、現にガイドラインに記載されている「生命を守る最低限の行動」としてだけでなく、避難所に行くことと同列の避難行動として位置づけるべき。
3	<ul style="list-style-type: none"> 表現の中に気象条件を十分に把握するとか、適切に判断するという表現があるが、市町村では専門的な知識を持っておらず、人事異動もあるなかではなかなか難しい。 また、何をもち適切なものか、非常にあいまいに感じる。土砂災害については特に難しく、市町村が意思決定しやすいよう、国なり県なりがアドバイスいただける体制の整備を望みます。
4	<ul style="list-style-type: none"> このガイドラインにより、各市町村が統一的な指針のもとに避難判断・伝達の基準・対処要領等を検討することができ、総体的な防災体制の強化において、有効であると考えます。そして、ガイドラインで示されている基本的な基準等を基に、過去の災害や地域特性等を反映し、より実効的なマニュアル作成の必要性を感じます。しかし、実効的なマニュアル作成はもとより、多様な災害に対し、実際の場面で迅速・的確に対応していくためには、やはり経験不足を課題に感じます。
5	<ul style="list-style-type: none"> 参考程度には利用させていただいてます。もっと現場に対する認識が必要と思われれます。
6	<ul style="list-style-type: none"> 「避難準備情報」発令の意味合いが住民に理解されない。単に「情報」として捉えられている。発令に関する法的位置づけから考えると、「要援護者避難勧告」の方が受け入れ易い。
7	<ul style="list-style-type: none"> 各種災害の特性、発令の判断基準、勧告等の伝達方法など具体的に記述され、理解しやすい。
8	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に文字が多く、読みにくい印象を受ける。ガイドラインの根幹から留意事項まで同列に記述しているが、必ずしも防災知識に明るくない職員が読むことを考え、どこがガイドラインの根幹であるかを分かりやすくする配慮を行うべきである。また、具体的な災害のイメージができるよう、可能な限り過去の実例を示すことが必要である。
9	<ul style="list-style-type: none"> 当ガイドラインを参考にしながら、現在、本市でも避難対策マニュアルの改定に取り組んでいます。
10	<ul style="list-style-type: none"> 基本的なことが記載されており、それなりに役立つが、その地域ごとに参考になるような、具体例をパターンごとに記載してあったり、紹介してあれば助かります。

2. 「ガイドライン」について追記や改善が必要な事項

No	①はじめに
1	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル策定にあたっての国、都道府県、市町村の役割分担を明確化すること。
No	②本ガイドラインについて
1	<ul style="list-style-type: none"> 河川警戒等に関する用語一覧、気象情報の種類と発表基準(市町村によって数値の違いあり)等の記載。
2	<ul style="list-style-type: none"> 「警戒すべき区間や箇所」と、「避難すべき区域」の違いが分かりにくい。詳細に説明する必要がある。
No	③各種災害の特性
1	<ul style="list-style-type: none"> 過去の実例を示し、各災害の危険性を認識させることで、本ガイドラインの主旨を共有できるのではないか。
No	④対象とする災害及び警戒すべき区間・箇所
1	<ul style="list-style-type: none"> 「警戒すべき区間や箇所」と、「避難すべき区域」の違いが分かりにくい。詳細に説明する必要がある。
No	⑤避難すべき区域
2	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害に関して、「土砂災害警戒区域を原則としつつ」とあるが、地形的な判読による土石流の警戒区域は感覚的には非常に広範であり、避難勧告の発令を躊躇することに繋がる(住民理解を得られない)。また、地すべりに関しては時間的余裕があることから、本ガイドラインの主旨の対象外としてよいのではないか。
No	⑥勧告など発令の判断基準
1	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動自体に危険性が考えられる場合(夜間、浸水時など)について、具体的な見解。
2	<ul style="list-style-type: none"> 河川等のはん濫において、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位を用いた判断基準で示すのが望ましい。 土砂災害における避難準備情報の発令判断基準に「大雨警報」発表が必要と思われる。
3	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な判断基準及び災害対策基本法第60条の根拠記載。 土砂災害に関し、地方気象台HP「防災情報提供システム」(土砂災害警戒情報判定メッシュ図)の活用を挿入。
No	⑨巻末資料
1	<ul style="list-style-type: none"> 高潮災害に係る危険潮位の決定者について、明確に記載されていない。(海岸施設の管理者が適切と考える)
2	<ul style="list-style-type: none"> (巻末資料1)前兆現象の写真などがあると分かりやすい。

Ⅲ. その他

1. 大雨災害における避難のあり方について、被災経験を持つ自治体としての意見

No	記述内容
1	<ul style="list-style-type: none"> 今回の台風18号については、直前まで状況が変わらず、おそらく上流部(他市町村)の局地的な大雨が原因で、急激に内水被害が拡大した。河川毎の影響(〇〇に雨が降れば、下流に影響が出る等)について、知識の修得が必要である。(情報の取得も)
2	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令判断・伝達ガイドラインに記載のとおり、当自治体においても、特に発令に対する逡巡の問題が大きく、壁となっている。
3	<ul style="list-style-type: none"> 災害により避難勧告等を発令した際には避難所まで迅速な避難活動が必要となる。避難誘導については消防団及び自主防災組織が中心となって行うこととなるが、その際は十分に注意を払って必要がある。
4	<ul style="list-style-type: none"> 避難のタイミングと安全な避難行動を円滑に行える体制づくりが大切。 風雨の中で音声伝達での防災無線放送の有効性の検証と代替方式の導入検討が必要。
5	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難の体制は、住民の立場に立ったものでなければならず、基準のマニュアルは当然必要なものですが、行政が仕事をこなすだけであってはならない。避難が遅れるのは、大雨でも自分は関係ないという意識の問題であり災害に強い住民を育てることが重要と考え、持続的なまちづくりを行う必要がある。
6	<ul style="list-style-type: none"> 水害時には「避難所への避難」だけでなく、自宅待機あるいは高所避難といった被災回避行動をその時の状況に応じて実行できるよう、住民の方に認識してもらう必要がある。適切な回避行動を理解している住民も数多くいる一方で、居住者の移動が多い都市部では、居住地域の状況を把握していない方も多くいると考えられる。 また、被災経験がない場合、災害への危機感を持ちにくいと、日頃からいかに意識啓発を進めていくかによって、大規模災害時の被災が大きな差となって表われると思われる。
7	<ul style="list-style-type: none"> 台風接近に伴う水害想定は、気象情報等、早い時期からの情報があり、段階的に対応が可能であり、時間的にも余裕がありますが、最近の局地的な大雨による災害では、被害予測、避難勧告等の対応に時間的な余裕はなく情報収集、伝達にも困難を生じます。 また、夜間における避難勧告は、避難所へ行くまでの経路に危険性を生じるため、伝達する内容も考慮しなければなりません。 さらに、避難勧告等を発令しても、市民の受けとめ方も異なるため避難行動につながらない場合もあるため課題とされます。 今後、情報伝達、避難のあり方に関して見直されるガイドライン等で、明確に示していただき、情報共有のために市民への説明で理解を求めると共に、市民意識の改革、向上に努めていかなければならないと考えます。
8	<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの避難勧告等は実際には、浸水などの被害の発生に間に合わない場合もあります。避難の途中に被害にあうことも大いに考えられます。当市においても、それ以前から水平避難と垂直避難について考えてはいましたが、居住の条件が様々である住民に対して、市がどちらの避難行動をとるべきかを明確に示すことは不可能であると思います。したがって、住民がどのような避難行動をとるべきなのか、自分で判断することの重要性や、自主避難等、早めに判断できるように意識啓発するとともに、その判断を下すのに有効な情報を市町村、または国・都道府県が提供していくことが大切だと考えます。
9	<ul style="list-style-type: none"> 空振りをおそれず早目の発令と、水害の場合は夜間や増水の危険がある場合などは在宅を呼びかけることも大切ではないか。避難することが必ずしも安全ではない状況があるが避難勧告を出

	さずに人的被害が出た場合を想定すると迷ってしまう。
10	<ul style="list-style-type: none"> 避難所生活におけるストレス対策、物資の面もあるが、「心のケア」について専門家の支援をお願いしたい。
11	<ul style="list-style-type: none"> 避難のあり方について、市の役割は、住民に情報を的確に伝え、安全な避難を促すことだと考えます。そのために、以下の項目が最重点課題であり、早急に対応していく必要があります。(1)避難判断基準の明確化、(2)ハザードマップの配布によるハザードの周知(3)一斉情報伝達システムの整備に伴う、的確な情報提供。 また、住民においては「自助」にもとづく「自分のことは自分で守る」という考え方、「共助」に基づく「地域のことは地域で守る」という考え方を認識し、行政が提供する情報を基に、自分の家族だけではなく、地域全体として災害被害から逃れられるように、協力して避難をしていただきたいと考えます。 次に、避難のあり方以前に、ハード面からの減災にも行政は取り組む必要があると考えます。本市は、洪水予報河川の〇〇川の下流域に位置し、上流部の〇〇市に〇〇ダムがあります。今回の豪雨に限らず、このダムが最大放流量(毎秒〇〇〇m³)に達する緊急放流を行うことに伴い、河川の水位が急速に上昇するケースが頻発しています。ダムによる治水効果については、十分に認識しているものの、下流域としては河川の整備こそが必要だと考えます。護岸の整備だけでなく、特に堆積土の浚渫などの管理が十分になされていなければ、自ずと水位の上昇につながるため、ダムに頼らない治水対策を検討する必要があります。 また、土砂災害警戒区域及び特別計画区域が、毎年追加されていますが、その際の住民からの意見として、必ず「砂防ダム建設事業」や「急傾斜地崩壊対策事業」に対する強い要望が出ます。都道府県においては、区域の指定のみならず、上記のようなハード事業についての年次計画も合わせて示し、住民の納得を得られるような対応をする必要があります。
12	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の伝達方法として、1人でも多くの人に避難情報を伝えるためにあらゆる手段を講じなければならない。このためには、防災行政無線や防災メールの活用、FMの緊急割り込み放送など、伝達手段の一つでも多く持っていることが必要である。よって、自治体は伝達手段の整備に日々努めていくことが大切であると考えます。
13	<ul style="list-style-type: none"> 行政としましては、あらゆる災害情報を収集して、早期の避難勧告を発令いたしますが、住民の皆様は、行政まかせにせず、「危ない」と感じたら早い避難(自主避難)に心がけて下さい。
14	<ul style="list-style-type: none"> 住民も自治体からの情報(準備情報や避難勧告等)を基に、その時々々の状況(気象状況や時間帯等)から、本当にすぐに避難すべき状況なのか、行政が指定した避難所以外にも安全な場所はないのか等、考え判断できる知識を持つことが必要と思われる。広大な面積を抱える市としては同時多発的に災害が発生した場合、全てに対応できない時状況も考えられる。
15	<ul style="list-style-type: none"> 改正した避難判断マニュアルにより、早め早め、避難勧告の発令及び、住民の早めの自主避難の出来る体制としたい。
16	<ul style="list-style-type: none"> 避難時の安全確保については、十分に検討をしておかなくては、ならないと思うのと、避難所が絶対安全であることはなく、状況によっては、市民の自宅が安全な場合(避難の必要がない場合)もあると考える。
17	<ul style="list-style-type: none"> これまで、国は豪雨災害が発生するたびに法律の制定やガイドラインの作成で対処してきた。市町村の財政・人員状況が逼迫するなか、国の掲げる理想的なソフト対策の実施は、困難といわざるをえない。本ガイドラインの主旨には大いに賛同するが、これらの事業を推進していく上で、財政的補助及び都道府県の実質的な指導(と課題の共有)が必要不可欠である。また、先の豪雨災害において、避難勧告を発令しても避難しない、あるいは明らかに人命危険が迫っていても避難しない状況が見受けられ、行政的な限界を痛感しているところである。自然災害による人的被害を防止するためには、言うまでもなく住民自身が判断し避難の決断をすることが最も重要である。この

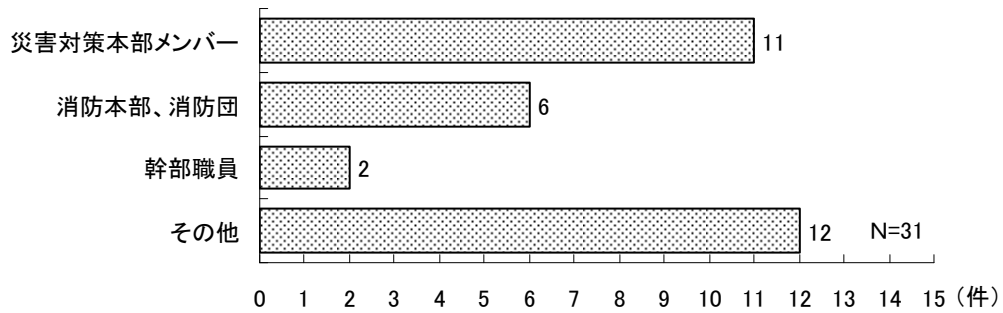
	<p>ことから、災害時に住民の取るべき行動などが十分に国民に浸透するよう、教育機関等を巻き込んで防災教育を戦略的に実施する必要があると考える。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> 自主避難も含めて、住民の早期避難が重要である。市からの災害時の情報伝達の迅速化、的確さの向上を図るとともに、住民自らの早期避難体制の確立を推進していく必要がある。
19	<ul style="list-style-type: none"> 必ず避難所へ行くことのみが避難ではなく、状況によっては自宅の2階や近くのマンション等への避難の方が安全な場合もある。 行政は、発令のタイミングを逸してはいけない。 避難勧告等の住民への伝達方法や、発令時に必要となる行動等について、平常時から住民への啓発を行なっておくことが大切。
20	<ul style="list-style-type: none"> 地震とは違い、大雨だと音が大きく同報系無線だと聞こえない。戸別受信機は高いので、全戸配付は無理。また、旅行中の人は災害情報を得にくい状況にある
21	<ul style="list-style-type: none"> 災対本部について、情報を一元化する係、などはっきりと係がわかれているが、連携が、もっとよく出来れば、円滑な活動ができたと思う。例えば各係で、本部には教えていない情報があったり、重要な情報も、未報告があった。すべて、本部で把握し、これに基づき、各係に命令するという体態をつくりたい。トップダウンを徹底していきたい。 町執行幹部が、避難所等への現場へ行きすぎたように思える。現地で、住民からクレームを受けることは、当然のことであるが、内容によっては、町では出来ないこともある。基本的には、職員が現場を頻繁に見回った方がいいと思った。 町職員(保健士)を避難所に派遣するのが遅かった。避難2日目には派遣すべきであった。
22	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所到医院や老人保健施設があるが実際に避難勧告を発令した時にどこへどのような手段により避難させるかが難しい。
23	<ul style="list-style-type: none"> 内水被害だけだと避難を特別要しないが、外水被害のおそれが出ると避難が必要になり、その時点になると内水で避難が難しくなる地域がある。外水被害については、河川改修が終わり、めったな事では起きない状況ではあるが、内水被害は毎年ある状態であり、対象地域と避難について十分協議を行う必要がある。
24	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告を出す適当なタイミングが今後の課題である。 また、災害時要援護者の避難の方法、特に協力者をどのように確保するか、を自主防災組織等と密に協議していく必要がある。
25	<ul style="list-style-type: none"> (1)現場対応職員と、対策本部或いは現地指揮本部との連絡体制の強化。 (2)マスコミ対応部署の確立と、情報の共有化。 (3)住民の危機意識及び自助、努力の必要性。

【別添2】各設問における「その他」の具体的記述内容

目 次

- 「I 3. 避難勧告等の検討時のメンバー」
- 「I 4. 避難勧告等の検討に要した時間」
- 「I 6. 避難勧告等の発令地域と実災害発生地域との関連性」
- 「I 7. 避難勧告等の発令の判断要素」
- 「I 9. 避難勧告等の伝達方法」
- 「I 10. 避難勧告等の伝達で特に効果的だった方法」
- 「II 2. (1). ② 『警戒すべき区間や箇所』を特定する際の要素／風水害」
- 「II 3. (1) 避難勧告等の伝達手段として使用することを考えている事項」
- 「II 3. (2) 避難勧告等の伝達の対象として考えられている者」
- 「II 4. (2) 『風水害（洪水・内水）ハザードマップ』で取扱われている情報」
- 「II 4. (3) 『土砂災害に係るハザードマップ』で取扱われている情報」
- 「II 4. (4) ハザードマップの住民への公表方法」

「I 3. 避難勧告等の検討時のメンバー」(複数回答)



No	記述内容
1	災害対策本部員
2	警察、消防
3	災害対策本部にて検討
4	未記入
5	環境経済、教育委員会、消防本部協力
6	各部長、部長級の職員
7	災害対策本部
8	災害対策本部
9	(選択肢番号) 1、2、4
10	総務部、企画部、消防部、教育部、救護部
11	消防団
12	消防本部
13	災害対策本部
14	消防団
15	災害対策本部会議
16	町長を本部長とする町災害対策本部
17	対象地域、支所、防災担当
18	1から4(選択肢番号)を含む災害対策本部員
19	総務
20	消防、都市関係、企画振興関係、教育関係
21	市防災本部員
22	政策企画、市民、環境、経済、教育、議会、水道、消防、病院、会計
23	産業振興
24	災害対策本部要員
25	消防本部、消防団
26	教育避難
27	市幹部職員
28	災害対策本部会議
29	消防団(水防団)
30	消防団長
31	市民生活

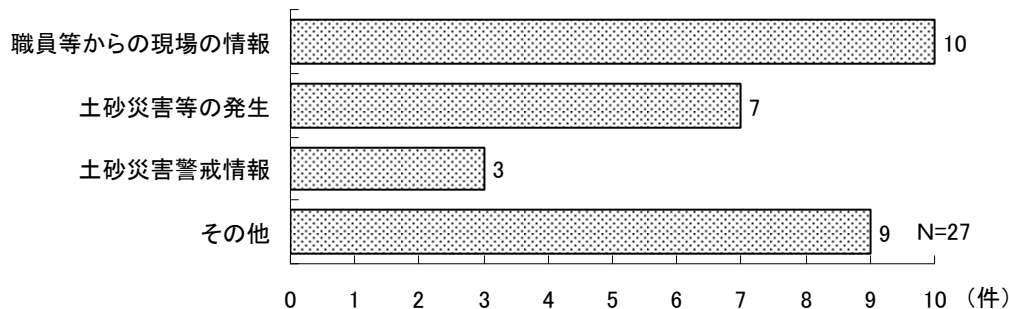
「 I 4. 避難勧告等の検討に要した時間」

No	記述内容
1	10分
2	不明
3	区域によりまちまち
4	地域により異なるが迅速な発令を心がけ検討した
5	本部で水位の確認を現場からの情報により判断していたので検討の定義に当てはまるのか不明。数時間前から情報収集に努めていたため強いて回答するなら3時間以上か
6	気象警報が発令された段階で避難が必要か、いつ勧告を行うか等は常に検討している。よって検討した時間がどこからをさすのか不明である

「 I 6. 避難勧告等の発令地域と実災害発生地域との関連性」

No	記述内容
1	人的被害は生じなかった
2	浸水想定区域に基づき発令したが、洪水による人的な浸水被害は生じなかった
3	発生した地域で被害は生じなかったが他の地域で勧告を発令するまでもない
4	発生後の避難勧告
5	被害は農地山林の被害であり洪水による被害はなし

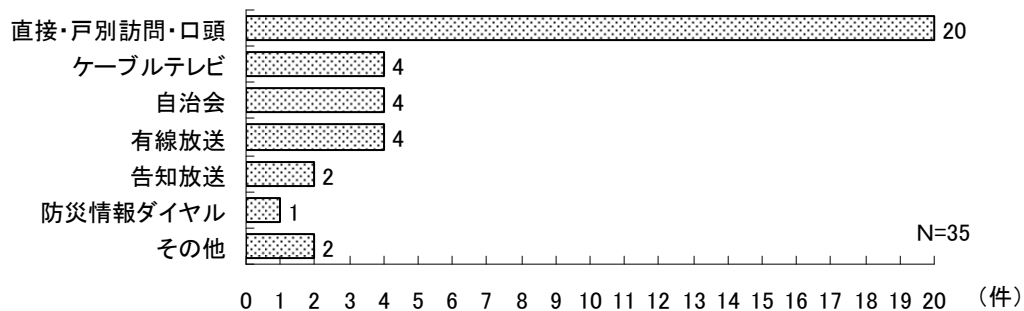
「 I 7. 避難勧告等の発令の判断要素」(複数回答)



No	記述内容
1	波浪警告に関わる海岸沿いの身障者住宅住民の安全確保
2	未記入
3	道路崩壊により危険な状況となったため
4	崖崩れの発生状況、高波による越波の状況(避難勧告)、土砂災害警戒情報の発表(避難準備情報)
5	現地(住民、消防団、市パトロール者)からの情報提供
6	土砂災害警戒情報
7	高潮警告
8	土砂災害の危険性が高まり台風の接近で避難が困難となる予測から判断
9	土壌雨量指数

10	土砂災害警戒情報
11	現場での状況
12	職員参集時の状況報告
13	国交省の水位予測
14	災害の発生により危険な状態であると認識したため
15	砂防ダム付近で土砂崩れが発生したため、ダムが土砂や水で満杯となり、以降の降雨によってはダム下流に被害が出る可能性があったため
16	消防団からの情報
17	センサーの反応
18	職員及び消防団による現地の状況報告から、堤体の損傷を把握したから
19	土石流
20	現地の状況
21	崖崩れの発生
22	現地からの状況報告
23	現場の消防職員からの連絡、土砂災害の発生によるもの
24	地滑りが起きた
25	職員、消防団、県等からの現場状況報告
26	有明海の潮汐表
27	現場の待機職員からの情報

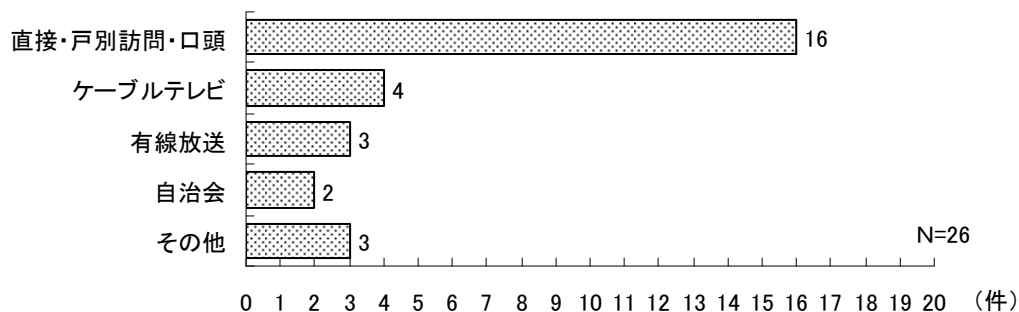
「I 9. 避難勧告等の伝達方法」(複数回答)



No	記述内容
1	職員(福祉)の訪問及び電話連絡(特定された住宅であった)
2	対象世帯へ直接伝達
3	未記入
4	直接訪問
5	関係者による直接口頭(現地の町職員)
6	2世帯に対して口頭にて伝達
7	市職員の訪問
8	CATV音声告知
9	個別訪問
10	有線放送

1 1	CATVの音声告知
1 2	有線放送(全戸放送)
1 3	CATVによる告知放送
1 4	職員による個別訪問、自治会区長に電話にて連絡
1 5	対象世帯に個別に口頭で伝えた
1 6	市職員による戸別連絡
1 7	NTT回線を利用した告知放送
1 8	職員による訪問
1 9	光ケーブル網による音声告知放送(個別受信機)
2 0	戸別訪問
2 1	個別訪問
2 2	防災広報ダイヤル
2 3	有線放送個別受信機
2 4	各戸訪問による伝達
2 5	ケーブルテレビ音声告知器
2 6	口頭
2 7	町職員が直接訪問
2 8	市職員戸別訪問伝達
2 9	戸別訪問
3 0	職員による個別訪問
3 1	自治会
3 2	有線放送
3 3	自治会
3 4	自治会長への伝達、職員の個別訪問
3 5	オフトーク通信、区長

「I 10. 避難勧告等の伝達で特に効果的だった方法」(複数回答)



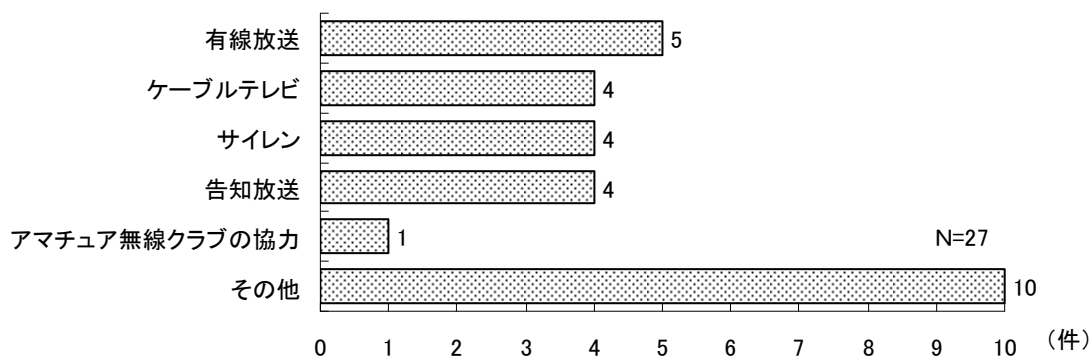
No	記述内容
1	職員(福祉)の訪問及び電話連絡(特定された住宅であった)
2	未記入
3	直接訪問
4	関係者による直接口頭(現地の町職員)

5	2世帯に対して口頭にて伝達
6	CATV音声告知
7	個別訪問
8	CATVの音声告知
9	有線放送(全戸放送)
10	CATVによる告知放送
11	職員による個別訪問、自治会区長に電話にて連絡
12	対象世帯に個別に口頭で伝えた
13	市職員による戸別連絡
14	職員による訪問
15	光ケーブル網による音声告知放送(個別受信機)
16	戸別訪問
17	個別訪問
18	有線放送個別受信機
19	各戸訪問による伝達
20	ケーブルテレビ音声告知器
21	町職員が直接訪問
22	市職員戸別訪問伝達
23	戸別訪問
24	有線放送
25	自治会長への伝達、職員の個別訪問
26	オフトーク通信、区長

「Ⅱ 2. (1). ② 『警戒すべき区間や箇所』を特定する際の要素／風水害」

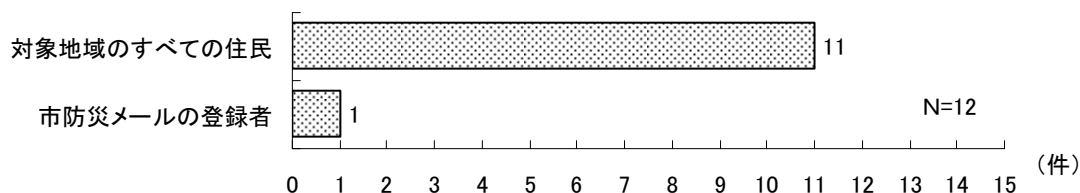
No	記述内容
1	未記入
2	〇〇市水防計画
3	〇〇県水防計画より
4	県の水防計画に準じた箇所を設定している
5	県水防計画によるもの

「Ⅱ 3. (1) 避難勧告等の伝達手段として使用することを考えている事項」(複数回答)



No	記述内容
1	有線放送
2	関係者による直接口頭
3	テレホンガイド、コールセンター
4	音声告知システム
5	ケーブルテレビの行政チャンネルのテロップ放送
6	書き物として1、2、3、6。実際は4、9も運用している(選択肢番号)
7	避難警報用サイレン、アマチュア無線クラブの協力
8	ケーブルテレビ
9	有線による全戸放送
10	CATVによる告知放送
11	職員による個別訪問
12	有線放送
13	NTT回線を利用した告知放送
14	光ケーブル網による音声告知放送(個別受信機)
15	サイレン等の信号
16	有線放送個別受信機
17	ケーブルテレビ音声告知器
18	消防用サイレン等の吹鳴装置
19	IP告知システム
20	サイレン信号
21	防災メール「〇〇くん」
22	平成21年度末防災無線完成予定
23	自治会
24	地域行政区長
25	有線放送
26	各集落の区長からの伝達
27	オフトーク通信(屋外及び個別受信機)

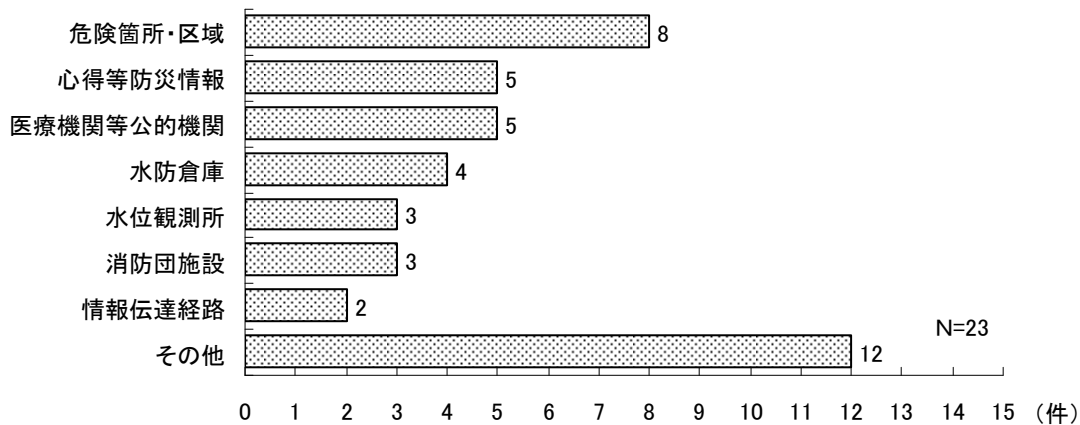
「Ⅱ 3. (2) 避難勧告等の伝達の対象として考えられている者」



No	記述内容
1	住民
2	避難勧告発令時に対象地域にいる方全員
3	特定の対象者、対象機関ではなく住民全体

4	全住民
5	勧告区域のすべての住民
6	全戸に設置の防災無線受信機で全町民に
7	対象地域の世帯、住民、停留者
8	該当地域のすべての住民
9	対象地区に住むすべての住民
10	該当地域の全市民が対象
11	ケーブルテレビ音声告知のため全域住民
12	市防災メールの登録者

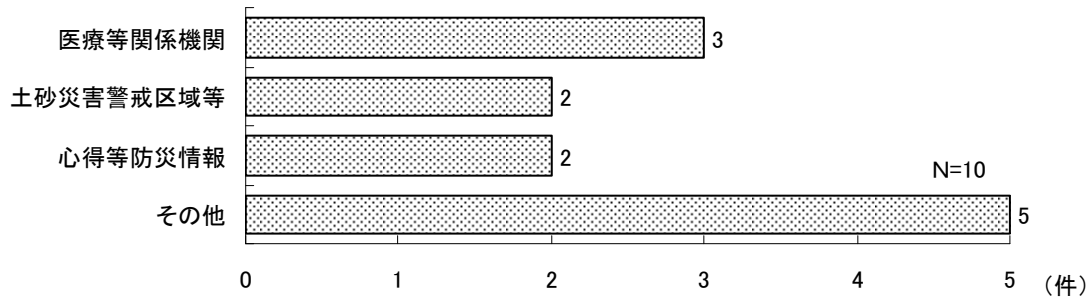
「Ⅱ 4. (2) 『風水害（洪水・内水）ハザードマップ』で取扱われている情報」（複数回答）



No	記述内容
1	急傾斜地崩壊危険区域
2	内水排除ポンプ
3	避難時危険箇所
4	情報伝達経路、観測所別水位グラフ、避難時の心得、雨の強さの目安、サイレンによる情報伝達、急傾斜地崩壊危険区域、水防・防災倉庫、消防団器具庫の位置
5	土砂災害危険箇所
6	警察、病院等公的機関
7	水量標、医療関係、水防倉庫、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ、消防団詰め所、緊急時ヘリポート
8	水位観測所
9	主要医療機関
10	水防倉庫
11	急傾斜地、地滑り
12	避難情報
13	避難の心得、情報伝達経路、避難の方法
14	水位観測所、崖崩れ土石流危険箇所
15	各種防災情報（豆知識、防災情報入手先、防災メモ等）
16	土砂災害危険箇所
17	警備、消防、医療機関、ヘリポート

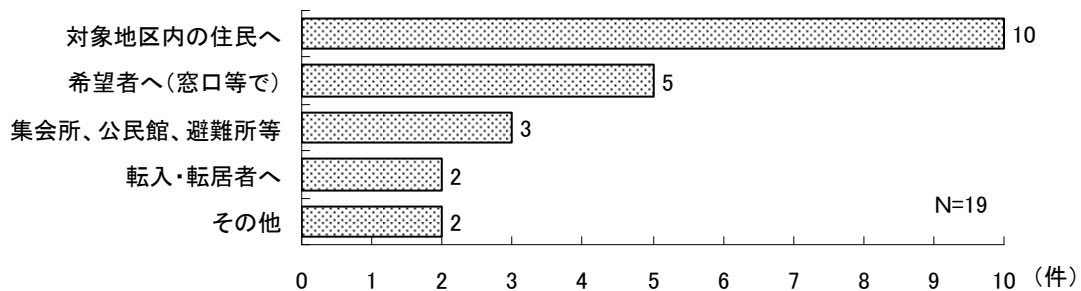
18	崖崩れ(過去実績)
19	ライフライン関係機関、水防倉庫
20	未記入
21	消防団施設
22	避難時の心得、非常時持ち出し品チェック、緊急連絡先
23	水位観測所

「II 4. (3) 『土砂災害に係るハザードマップ』で取扱われている情報」(複数回答)



No	記述内容
1	土砂災害警戒区域等
2	平常時の心得、緊急時の行動、雨量観測局の入手URL
3	警察、病院等公的機関
4	災害時要援護者施設、主要医療機関
5	水防倉庫
6	土砂災害警戒情報
7	過去の高潮被害区域
8	各種防災情報
9	警備、消防、医療機関、ヘリポート
10	水位観測所

「II 4. (4) ハザードマップの住民への公表方法」(複数回答)



No	記述内容
1	転入世帯主への配布
2	対象地区民へ配布
3	窓口での配布、町内会等を通して対象住民に配布
4	窓口で配布
5	各避難所(小中学校、市民館)、被害を受ける可能性のある世帯
6	市内への転入者、市内転居者に対し窓口で配布
7	該当地域の各戸に配布
8	希望者へ配布
9	浸水想定区域内の自治会住民及び関係機関
10	関係する世帯
11	関係機関への配布
12	被害想定区域及び周辺自治会
13	各集落の集会所での掲示
14	来庁された方へ配布
15	浸水想定区域がある小学校の全戸への配布。市役所、区役所等での窓口配布
16	地区公民館での提示
17	浸水想定区域内の全戸へ配布
18	1、2、3、4の予定
19	浸水想定区域及びその周辺への配布